現金支払再開の政治学

― リカードウの地金支払案および 国立銀行設立案の再考 ―

佐 藤 有 史

	目 次	
第Ⅰ節	はじめに	1
I. 1	理論的諸問題	1
I. 2	方法的諸問題	2
I. 3	思想的諸問題	3
I. 4	本稿の内容	5
第Ⅱ節	リカードウの地金支払案の生成と展開	
Π. 1	地金論争と地金支払案の生成	5
П. 2	『経済的で安定的な通貨の提案』: イングランド銀行批判, 地金支払案, 通貨の管理	8
•		
第Ⅲ節	現金支払再開の政治学	
Ⅲ. 1	ウィッグの敗北	13
ш. 2	リカードウの地金支払案: 現金支払再開委員会(1819) 1	15
ш. з	間奏: マルサスとトゥックによるリカードウ地金支払案評価	17
Ⅲ. 4	現金支払再開の政治学: いかにリカードウの地金支払案は放棄されたか	20
ш. 5	デフレーションの責任	27
第Ⅳ節	国立銀行設立案	
IV. 1	国立銀行の構想: リカードウの中央銀行論	30
IV. 2	金融政策と議会の至上権: リカードウの政治学	
IV. 3	エピローグ: ジェイムズ・ミルとマカロックによる国立銀行設立案評価	
0		•
第Ⅴ節	おわりに	40
付録: 1	810-1830年の物価水準とイングランド銀行の活動	42
21田本齢		<u>το</u>

第Ⅰ節 はじめに

スラッファによる『リカードウ全集』 の刊行以来、今日の経済学史研究にとって、リカードウ解釈こそが最大の争点の一つになってきたことに疑問の余地はないだろう。そしてまた、まさにリカードウ解釈の妥当性をめぐってこそ、今日のいわゆる「剰余アプローチVS. 新古典派的アプローチ」といった経済学史研究をめぐる大きな対立が出来してきたことも、周知であろう。なるほど、これらのアプローチの争点は、一人リカードウにとどまらず、古典派経済学全体にわたる統一的解釈の可能性をめぐる、いわば経済学史研究の枠組み自体の全面的再検討を伴ってきた。だが、これらの再検討に際して、リカードウ解釈が枢軸的な役割を演じ、主要な係争点となってきたという点に関しては、ほとんど異論はないだろう。この意味で、ホランダーがその大著の冒頭で経済学史研究における「リカードウ問題」に言及したのは至当であったし(Hollander、1979: 3-4-訳3-5頁)、またこの問題こそが、「スラッファ後」の経済学史研究において、ますます増大する厖大なリカードウ研究の蓄積を促してきたといえるだろう。

さて、私は本稿で、上の二つのアプローチの対立軸においては比較的に当閑視されてきたリカードウの通貨と金融の理論を対象とすることで、リカードウの全体像に、価値と分配の理論とは別の角度から迫ってみようと思う。そして私は、特に、リカードウの地金支払案と、彼の死後に出版された遺稿『国立銀行設立案』(1823年執筆、1824年公刊)に焦点を合わせることで、リカードウの理論と彼の全体的思想像とを繋ぐ試みをしようと思う。

だが、このように問題領域および対象を設定するにあたっては、それを正当化するに足るだけのいささかの弁明が必要だろう。そこで私はまず予備的作業として、本稿での作業を動機づけた以下の理論、方法、思想史をめぐる三つの諸問題をあらかじめ俯瞰しておきたいと思う。

I. 1 理論的諸問題

本稿にとって有益な出発点は、古典派の貨幣理論に二つの系譜があると論じたヒックスの見解である。ヒックスによれば、古典派の第一の系譜は、デフレーションと失業との犠牲を払ってすら、機械的ルールに基づく貨幣量の自動的調整に依拠したリカードウおよび通貨学派によって代表され、もう一つの系譜は、失業やデフレーションを避け、国際収支の変動から国内経済を切り離すためには、兌換性よりも管理された通貨による寛大な裁量的金融政策を受け入れた H. ソーントン、J. S. ミルおよび銀行学派によって代表された (Hicks, 1967: 166-68.訳228-31頁)。後者の優位を含意するこのような評価の背後には、当時におけるある種のケインズ主義の興隆が存在したとはいえ、この「ルールVS.裁量」という図式が、近年に至るまでリカードウ貨幣理論の評価に対する一定の母型を提供したこと

は疑いないだろうい。

この「ルール主義」的なリカードウ像はまた、第一に、リカードウはあまりに単純な数量説に固執し⁶、第二に、貨幣の中立性を唱えたことにより(デフレーションらの)貨幣による短期的攪乱の問題を無視し⁶、第三に、それゆえ短期を無視してもっぱら長期的均衡にのみ関心を集中させたという⁷、これまで幾度となく繰り返されてきたリカードウ貨幣理論批判に適合するものであったといえるだろう。

だが、今日の時点からすれば、仮にこの「ルール主義」的リカードウ像が未だにある種の通念を形成していることが認められるにしても、このような通念が研究者の多くを納得させることは難しいはずだ。リカードウが短期的な貨幣的攪乱の問題には十分に注意を払っていた点については、既に多量の文献が蓄積されてきた(Sayers、1953: 85-6、93; Hollander、1979: 479-500.訳656-685頁; Ahiakpor、1985: 18-22; Laidler、1987: 293; Marcuzzo and Rosselli、1994: 1256-57)。さらに、リカードウが貨幣数量説を採っていたか否かという点に関しては、近年におけるリカードウ貨幣理論研究において、量的に最もまとまった研究を提示したホランダー(Hollander、1979: chs. 8、9)およびマルクッツォ=ロッセッリ(Marcuzzo and Rosselli、1991: 61-2; idem、1994: 1256-58)は、ともにリカードウが数量説を採ったことを否定しているのであって、それぞれが有力な見解であるがゆえに®、今日のリカードウ研究者に大きな影響を与えつつあるといえるだろう。

だが、リカードウが、過渡期の貨幣的攪乱に十分に配慮し、非数量説なアプローチを採っていたとすれば、それはどのようなものだったのか。私は、この問題の再考は、リカードウが実際に提唱した具体的な政策の再検討を通じて行なわれるに如くはないと信ずるし、それによってこそ、彼の理論の生き生きとした描写が得られるだろうと思う。だから、私はリカードウの地金支払案と国立銀行案との検討を本稿で行なうことを選んだのだ。だが、この「理論と政策」の問題は、先のリカードウに対する理論的批判の第三点である長期と短期をめぐる問題とあいまって、リカードウ経済学における方法論的諸問題を提示してきた。

I. 2 方法論的諸問題

あまりに長期均衡に心を奪われて、過渡期の中間段階の諸問題(価格調整や、貨幣的攪乱による経済活動水準の変化など)に長期均衡の結果を押しつけたとされるリカードウの方法は、シュンペーターの用語法を借りて、しばしば「リカードウ的悪弊(Ricardian Vice)」と形容される。シュンペーターによれば、リカードウは、経済的諸変数の相互依存性を探る代わりに、種々の経済的集計量の間に単純な因果関係を設定し、この因果関係から実践的諸問題の解決を一挙に目指したのだ。これは、市場の相互依存性を重視するシュンペーターからすれば、方法論的悪弊に他ならないのであり、そして歴史上、二人の「リカードウ的

悪弊」の顕著な例が見出される。それは、リカードウ自身とケインズであった。「ケインズとリカードウ,この二人の傑出した人物のそれぞれの目的や方法の間の類似性はまさに際立って」(Schumpeter, 1954: 473n.3) おり、例えばケインズの方法は、「我々がこれまで、リカードウ的悪弊と呼んできたもの、すなわち、それには不相応なのにその簡潔性のゆえに、魅力的であるばかりか説得的であるように思われる貧弱な基礎の上に、実践的結論という重荷を積み重ねる習癖の顕著な一例」(Ibid., p. 1171) だった。

このようなリカードウ的悪弊の定式化に、言われるようなケインズに対するシュンペー ターの敵愾心がどのように関係していたのかは別にしても (伊藤 = 根井、1993: 147-55), 次の二点を確認しておきたい。第一に、我々が市場の相互依存性へのシュンペーター的称 揚を拒絶するや否や、我々は逆に、リカードウの方法の卓越性を評価してよい十分な理由 をもつ。すなわち、経済の表面的には相互依存的に見える諸変数の相互間において、どの 方向の因果関係が強いのかを識別しながら体系を定式化する方法がリカードウの方法だと すれば、これこそが、古典派経済学の理論分析に絶大な進捗をもたらしたものだったので あり、これはむしろ「リカードウ的美徳 (Ricardian Virtue) | ¹⁰と呼ばれるべきだ。第二に、 「リカードウ的悪弊」は、今日ではむしろ、個々の具体的状況を十分考慮に入れずに、理論 から直ちに政策へと、あるいは長期的分析から短期へと、性急に下向する態度 (馬渡、 1990: 31-2, 378-80) に意味転換されている。だが、実はシュンペーター自身は驚くほどり カードウの具体的な政策論の吟味を簡略にすませていたのであって、私はだから、彼がリ カードウの政策論に対してどれほど説得的な議論を提示し得ているか、少々疑問に思う。 むしろ、リカードウの実際の政策提言を仔細に検討してみると、諸々の現実的諸段階に配 慮しつつも、理論が与える方向を決して見失うことなく追求するリカードウの姿が見えて くるはずだ。理論による因果分析は進むべき方向に明晰性を与えるが,実際の政策提言に おいては諸々の現実的段階を踏まえる―私はこれを第二の「リカードウ的美徳」と呼びた いが、この美徳は実は、彼の穀物法や、救貧法や、議会改革や、その他多くの彼が自らに 課した実践課題への取り組みに見られるはずだ。

本稿では、リカードウの地金支払案および国立銀行設立案に焦点を合わせることで、この「リカードウ的美徳」を追求してみようと思う。彼は、理論と政策とを短兵急に繋げることもしなければ、長期と短期とを無造作に同一視することもなかった。だが彼は、理論で与えられた方向を決して見失うこともなかった。しかもこの過程で、リカードウは、望ましい金融政策が実現されるべき社会的枠組みにまで視野を広げ、来るべき民主主義社会を踏まえた立案を行なっていた。だがここに、もう一つの問題がある。

I. 3 思想的諸問題

私は今,来るべき民主主義社会を踏まえた立案,と述べた。リカードウが,ベンサム,

ジェイムズ・ミルとならんで「哲学的急進主義」の重要な一翼を担ったことは、周知だろう。だが、リカードウがいかなる社会観をもち、それがどのように形成され、それが具体的にどのように展開されたのか、という点については、今日に至るまでほとんど掘り下げられることがなかった。「哲学的急進主義の歴史において、ディヴィド・リカードウは、謎めいた人物であり続けている」(Milgate and Stimson, 1991: 3)。

なるほど、今日でも最も重要な哲学的急進主義の研究の一つであり続ける古典的著作において、アレヴィは述べた。「1811年以降のリカードウの生涯におけるすべての行動は、ジェイムズ・ミルによって命じられたものだった」(Halévy、1928: 266)。アレヴィ自身は少々混乱した叙述を残したものの"、しかしミルがリカードウの思想的「教師」であったという通念は、今日まで強固に受け入れられてきた"。

だが、ミルゲイト=スティムスンの重要な研究(Milgate and Stimson, 1991)によって、このアレヴィ以来の了解は、いささか疑わしいものになってきた。ミルゲイト=スティムスンは、リカードウの思想を、優れた経済分析に基礎づけられた民主主義擁護論、ミルとは独立に構築された独自の政治学、経済成長の必要前提条件としての民主主義社会論、以上の三点を体系的に展開した近代思想における瞠目すべき到達物だと位置づけた。私は、基本的に彼らの立論は正しいと考える。リカードウの議会改革論をはじめとする政治学それ自体の検討は別稿に譲らざるを得ないが、私は、本稿での考察対象であるリカードウの金融政策論に限ってみても、確かにリカードウの独自の政治学を前提にして初めて彼の諸提言が理解できることも示したいと思う。だが、この金融の領域にはいささか複雑な文脈が絡んでいるし、そのゆえにこそ、理論と方法の問題に加えて、若干の思想的諸問題の背景を考慮に入れる必要がある。

例えば、イングランド銀行を考えてみよう。18世紀末には既に事実上の中央銀行になりつつあったイングランド銀行は、イギリスのマクロ的金融政策の枢軸でありながら、しかし依然としてその地位は私的企業に過ぎなかった一方で、同行は時の政権と金融財政面で緊密な利害関係を形成していた。このようなイングランド銀行の不安定な位置は、W. コベットのような人物たちだけにとって重要な煽動の対象だった訳ではなかった。一例を挙げれば、ジェイムズ・ミルや F. プレイスらの哲学的急進派にとって、イングランド銀行は1830年代に「革命の技術」の重要な手段になったのである(Hamburger、1963: 102-11)。

さて、リカードウは、既存のイングランド銀行の組織を前提に同行に最善の政策を採らせるべく一連の提案を行なったのだが、同行のこの不安定な位置が結局は望ましい金融政策実現の越えられぬ障壁と見て、抜本的に新しい中央銀行を構築すべく国立銀行設立案を生み出した。だが、このようなリカードウの歩みは、彼の理論と政策論とが、ウィッグやトーリーをはじめとする時の政治とその思想潮流とに巻き込まれ翻弄された中から結実したものだった。しかもそれは、ミルらが展開したものとは異なる、経済学に基礎づけられ

た彼の政治学に与えられた方向に沿うものだった。私は、この間の事情をいささか詳しく 論じようと思う。というのは、この次元を見失うことは、リカードウの全体像の復元を損 なうことになるだろうからだ。

4 本稿の内容

以上の諸問題を踏まえ本稿で論じられる内容は、以下のとおりである。第Ⅱ節では、1809年のリカードウの経済学者としての「デビュー」から『経済的で安定的な通貨』までのリカードウの金融の理論と政策論との発展が論じられる。第Ⅲ節では、1819-21年の現金支払再開をめぐる抗争においてイングランド銀行の戦略とリベラル・トーリーの政治学とがどのような役割を果たしたのかが論じられる。その際、しばしばリカードウの實に帰せられてきた支払再開後のデフレーション問題の解明が試みられるだろう。第Ⅳ節では、リカードウが構想するに至った国立銀行案の特徴と、その構想の背後にある彼の民主主義思想とが提示される。第V節で、本稿で得られた諸結果の俯瞰と若干の所見が示されるだろう。なお、本稿の末尾に、本稿に関わりのある時期に関する統計資料を付すこととする。

第Ⅱ節 リカードウの地金支払案の生成と展開

Ⅱ.1 地金論争と地金支払案の生成

地金論争とは、イングランド銀行の銀行券の正貨兌換が停止された1797-1821年にイギリスで生じたインフレーションおよびデフレーションをめぐる金融の理論と政策に関する一連の諸論争の慣例的呼称であるが、この諸論争の経緯については多くの標準的な研究が既に周知であるので、リカードウの登場までは、以下を確認すればいいだろう。すなわち、地金論争は、1800-1802年のボイド=ベアリング論争という「小競り合い」(Fetter, 1965: 33)の後に、ソーントンの重要な著作「紙券信用論」(1802)を生み、次いでアイルランド銀行の銀行券の減価をめぐる下院委員会の調査と重要な「下院委員会報告書」(1804)を生み、その後1809年までは、通貨の状態が小康状態を保つとともに論争の一時休止がもたらされた。

さて、1810年2月に議会による「金地金の高価格に関する秘密委員会」の設置をもたらし、著名な『地金報告』(1810)を生んだ論争の直接の原因は、1809年初頭における急激なインフレ圧力だった。本来は1オンスあたり3ポンド17シリング10½ペンスの鋳造価格に一致するはずの金の市場価格は、同年7月には4ポンド12シリング10½ペンスに達し、こうして、このような現象とその原因とを論及した同年8月の『モーニング・クロニクル』紙上での匿名論文「金の価格」によって、リカードウは経済学的デビューを果たし、次いで1810年の

おそらくは年頭に最初の重要な経済学的著作「地金の高価格」を出版したのであった。いくつかの段階からなる地金論争の1810年以降の局面¹³では、リカードウこそが論争を主導し、彼の関与こそがこの論争を今日に至るまできわめて印象深いものにした事実には、疑問の余地はないだろう。

さて、リカードウの主張は明快だった。

イングランド銀行が正貨を支払わず、またそれゆえ、金がその鋳造価格で入手できない間に、金を輸出しようという動機が生まれるときには、獲得できる量はわずかでも、それは集められて輸出されるだろう。そして銀行券は、それが過剰であるのに比例して、金に対して割り引かれて販売されるだろう。だが我々が、金が高値をつけているというのは、間違っている。金ではなくて、紙券こそが価値を変化させたのである。1オンスの金すなわち3ポンド17シリング10½ペンスを、諸商品と比較してみよ。それは諸商品に対してこれまでもっていた比率と同じ比率をもっている。もしも、それがもっていないとすれば、それは課税の増加か、あるいは金の価値に不断に作用しているような原因のうちのどれかに帰すべきものである。しかし、我々が1オンスの金の代用物である3ポンド17シリング10½ペンスの銀行券と諸商品とを比較すれば、その場合には、我々は銀行券の減価を発見するだろう。私は、世界のすべての市場において、3ポンド17シリング10½ペンスの鋳貨に含まれている金を支払って入手できる諸商品と同一量のものを購入するためには、4ポンド10シリングの銀行券を手放さなければならないのである。(Works, III: 80)

リカードウは、現金支払停止下で変化したのは、金に対する銀行券の比率(貨幣/金)であって、金と諸商品の比率(金/諸商品)ではない、と明確に主張する。銀行券が過剰であるならば、それは金に対する減価となって現れるのである。従って、金に対する銀行券の比率が妥当であるかは、つまり、銀行券が過剰かどうかは、銀行券の量を直ちに商品価格に結びつけることによっては、決してわからない。

……貨幣の減価の他には、諸商品の価格の騰貴を説明できる原因はないということが、 どこで論争されてきたというのか。私が主張しようとしている点は、そのような騰貴が、 通貨の本位であるような地金の価格の永続的騰貴を伴う場合には、その騰貴した分だけ 通貨は減価しているということだ。(Works,Ⅲ: 251. 強調は佐藤)□

それゆえ、リカードウの政策提言は明確だった。それは、金の市場価格を鋳造価格にまで 下落させるイングランド銀行券の削減であった。だが、ここで注目すべきは、リカードウ は1810年の段階から、支払再開後の急激なデブレーションの回避こそが肝要だと提言していたことだ。

わが国の通貨におけるすべての弊害に対して私が提案する救済策は、次のものだ。すなわち、イングランド銀行が、未回収の同行銀行券の価値を、同行銀行券が代表している鋳貨の価値と等しくさせるまで、言い換えれば、金銀の地金がそれらの鋳造価格に引き下げられるまで、同行の流通銀行券の額を減少させること。これである。私は、紙券信用の失墜には、この国の貿易と商業とに対する最も悲惨な結果が伴うこと、また、その急激な制限でさえ多くの破滅と苦況を引き起こすので、わが国の通貨をその正しい公正な価値に復帰させる手段としてそれに訴えるのはきわめて不得策であることを、よく心得でいる……だから、同行が安んじて正貨で支払うことができる以前に、銀行券の過剰分は徐々に流通から引き揚げられなければならない。これが徐々に行なわれるなら、不都合はほとんど感じられないだろう。その原理が正しく認められさえすれば、その目的が1年で達成されるか5年で達成されるかは、将来考慮すればよいだろう。(Works、III:94-5.強調は佐藤)

『地金の高価格』第四版付録(1811)における最初の地金支払案は、まさに、現金支払再開後のデフレーションを防ぎつつ完全な兌換性を維持するためのものだった。すなわち、イングランド銀行は20ポンド以上の銀行券についてのみ、「任意で、正貨、標準棒金、あるいは外国の鋳貨」を1オンスあたり3ポンド17シリング10以ペンスで支払う。小額銀行券の所有者は一度に20ポンド分の銀行券を提示して初めて支払われるが、しかしその場合ですら「正貨ではなくて地金」で支払われる。金貨はこの地金が造幣局で鋳造されて初めて取得できるが、これは時間のかかる手続きなので、結局、必要な小額銀行券が流通から回収されるのを有効に防ぐことができるだろう。また、地方銀行は従来どおりイングランド銀行券で支払を行なわねばならないのだから、イングランド銀行券を地金の価値に復帰させても、その回収は最小限ですむだろうし、同時に、流通を支える貴金属は必要最小限ですむだろう(Works、III:124-5、127)。

私には、ここで提案した案は、これまでヨーロッパで採用されてきたすべての銀行制度のあらゆる利点を兼ね備えているように思われる。この案はその特徴の若干において、アムステルダムとハンブルクの預金銀行に似ている。それらの機関では、地金は、常に銀行から一定の不変の価格で購入できる。……銀行業の極致とは、一国が、(常にその本位価値を維持している) 紙券通貨によって、できるだけ少ない量の鋳貨もしくは地金でその国の流通を営むことができるようにすることである。そして、正しい原理に基づい

た銀の鋳造によって、我々は、世界で最も経済的で最も不変な通貨を所有することになるだろう。(Works,Ⅲ: 126-7)¹⁶

この最初の地金案は、すぐに『エディンバラ・レヴュー』誌上でマルサスの称賛を得ることになった¹⁷。

この [リカードウの] 案…は、最初は、小額の流通水路をギニー貨で満たすのに必要となるであろうような金の量を与える必要を排除するだろうし、それが継続されている間は、イングランド銀行を、同行の現金支払再開に際して同行がさらされるかもしれない危険から、すなわち、小額の退蔵やギニー貨への需要の逼迫や地方諸銀行の破産やの諸々の影響から、保護するだろう。……そのような案がどれほど継続することが認められるべきか、あるいはそれは有利なように恒久的なものにできるかどうかは、もちろん、将来の懸案事項だろう。その大きな目的は、貴金属のきわめて小さな費用で、わが国の紙券通貨の地金価値を安定的に維持することにある。そしてそれはこの目的を満たすのに適しているように思われる。(Malthus, 1811: 82. []内は佐藤)

II. 2 『経済的で安定的な通貨の提案』(1816): イングランド銀行批判、地金支払案、通貨の管理

さて、イングランド銀行は、現金支払停止期に空前の利潤を上げていたが、他方、私的な一企業として、同行はこの利潤に対する法的道徳的権利を全く問題ないものと見なしていたので、種々の方面に大きな憤激をもたらした。イングランド銀行の理事たちは、真正手形学説18をもち出して経済の信用需要すなわち「取引の必要」に対する自行の受動性を不当に強調し、通貨供給量の規制には責任がないと主張する一方で、同行は私的企業なのだから、私的利潤の追求は当然だとしていたのである。だが、現金支払停止期のインフレーションがもたらした加熱により、資本利潤率は一般に銀行利子率を上回る傾向を見せ、累進的な借入需要を生んだために、イングランド銀行は、金属準備をはるかに上回る負債の過剰発行を行ないつつ、手形割引の増加とインフレーションの進行との双方から膨大な利潤を獲得したのだった18。

トーリーによる対仏戦争の副産物ともいえるこのような状況下で、1812年からローダーデイルらのウィッグが対トーリーの党派的戦略の一環として、イングランド銀行の利潤とその操業の公開を求める一連の動きを見せ始めていたが、このような運動が本格化したのは1815年に独立派議員 P.グレンフェルがイングランド銀行批判のキャンペーンを主導してからである。そして、このグレンフェルの運動がもたらした大きな成果は、この過程で彼がリカードウとの重要な出会いをもったことだった (Fetter, 1980: 98-101)。こうしてリカー

ドウは、まさに彼の勧めにより『経済的で安定的な通貨』を執筆したのだったが、この作業が進行する過程で、リカードウは、イングランド銀行が政府との取引から取得した過大な利潤とその処理をめぐる不透明性らの問題について、グレンフェルよりも「はるかに」前進した(Works,IV: 45)。このパンフレットはグレンフェルの熱心な慫慂、最終的にはミルの仕上げと後押しにより、1816年に出版された。このパンフレットで注目すべき論点は、第一に、ミルに勧められたイングランド銀行の「道義的」責任論の展開、第二に、再び展開された地金支払案、第三に、初めて素描された国立銀行設立案の概要、の三点である。ミルの政治学の特徴の一つに、彼がその『統治論』で、人間本性からすれば、「支配する

ミルの政治学の特徴の一つに、彼がその『統治論』で、人間本性からすれば、「支配する一人の人間、あるいは支配する少数者は、抑制され妨げられることがなければ、人民の大多数を自らの権力に服従させるだろう」(Mill、1820: 16.訳136頁)と主張しているように、「少数者による多数者の略奪」というテーゼがあるのは周知だろう。そして彼は、このテーゼを既に1815年に一般論としてリカードウに向けて幾度も主張していたがなり、「安定的な通貨」との関連で注目すべきは、彼がこのテーゼをイングランド銀行問題に直結したことである。ミルは、リカードウがグレンフェルの勧めによりイングランド銀行批判のパンフレットを執筆中であると知って、イングランド銀行に「人民の略奪に基づいて富裕になろうと願う連中に加わろうとするのは不名誉なこと」(1815年12月22日、Works, IV: 338)だと教えよ、とリカードウに書き送った。さらに翌年の1月3日にはリカードウにこう書いた。

…イングランド銀行を攻撃する議論の道義的な部分をかなり力をこめて強調することです。…イングランド銀行のような偉大で富裕な団体が、過重の負担に悩む人民の手から不当な利益をもぎ取る方法によって、自分の蓄積を増加させようとする希望を示している破廉恥を、容赦なく公衆の前で暴露してください。(Works, WI: 5. 強調は原文)

なるほど、リカードウは最初期の地金論争時代から、イングランド銀行の性格に疑念をもっていた。だが今や、彼はミルの言葉を受け入れた。すなわち、イングランド銀行は、政府預金から派生する利潤およそ380万ポンドを自己のものとする権利をもつと主張するのに対し、リカードウは、公共のファンドから派生した全利益を「感謝」しつつ「自発的に国家へ譲渡するよう」に求めたのだった。

イングランド銀行のような偉大でしかも富裕な団体が、過重の負担に悩む国民の手から不当な利益をもぎ取る方法によって、自分の蓄積を増加させようとする希望を示しているのを見ることは、実に嘆かわしいことではないだろうか?(Works,IV: 93)

人民の利害 (物価安定) に対立する、トーリー政権、特に大蔵大臣ヴァンシタトと結託し

た通貨当局の利害(銀行利潤)をリカードウがこのように語るのは、ミルゲイト=スティムスンが示唆するように、その背後に自己利益を追求する権力者の「邪悪な利害」を見たミルの道義論を一定程度受容したからだった(Milgate and Stimson, 1991: 66-67)。だが、この「邪悪な利害」を成立させた基盤は、不安定な通貨とそれを支える金融制度に他ならなかった。だから後にリカードウは、この基盤そのものを掘り崩すことで、この「邪悪な利害」の存立不能を目指そうとしたが、しかしこれは、第Ⅳ節で見るように、ミルが「少数者による多数者の略奪」のテーゼの延長でイングランド銀行問題を据えていったのとは、きわめて対照的だった。

さて、『安定的な通貨』における地金支払案は、1811年のものと比べて、一層具体的であり、イングランド銀行の金の購入価格が3ポンド17シリングと提案され、その最低買取単位は20オンスとされた。また、地金案は金にも銀にも適用できるが、「銀はわが国の貨幣の本位として最も適当」だと見なされた(Works,N:66-67)。だが、このパンフレットの地金案の際立った特徴は、それが1811年のときと比べて、はるかに貨幣本位の経済的意義を強調していることだな。「特定の本位」のない通貨制度の諸提案が俎上に載せられ、次々と明確に否定された。まず、J.ステュアートにより提唱された本位のない通貨制度は、通貨の(価値的・数量的)調整が全く不可能になるという点から拒否された。次いで、商品一般を本位とする提案は、商品どうしの交換価値は、諸商品の生産諸条件の変化から絶えず変動しているので通貨の調整には全く役立たず、また仮に商品の交換価値を主観的な「享楽」によって測ろうとすると、通貨調整の前提としての客観的な価値評価そのものを断念せざるを得ない、との双方の理由から否定された。通貨量の調整は、ある「特定の本位」との関連でのみ、可能になるのであった。だが、本位も価値変動を免れない。

本位が使用されている限り、我々は貨幣の価値において、本位自体が被る変動だけを、被るのである。だが、このような変動に対しては全く救済策はあり得ない。しかも最近の諸事件が証明しているように、戦争の期間に母国を離れたところにいる大軍隊の支払のために金および銀が使用されるようなときには、その変動は一般に考えられてきたよりもはるかに大きいのである。これを認めただけで、金および銀が今日まで想像されてきたほどよい本位ではないこと、すなわち、それらはそれ自身本位として望ましい程度を超えて大きな変動を被るものであることが、証明される。だが、それらは我々の知る限りにおいて、最もよい本位である。仮に変動のもっと少ない何らかの他の商品が発見できれば、それが本位の目的にふさわしいあらゆる他の性質をもっている限り、わが国の貨幣の将来の本位としてそれを採用するのはきわめて適切だろう。だがこれらの金属が本位である間は、通貨は価値においてそれらに一致すべきであって、一致することなく、地金の市場価格が鋳造価格を上回る場合には、常に通貨は減価しているのである。

(Works,N: 62-3. 強調は原文)

だから、通貨の本位の不変性の根拠は、経験的に確認されたその絶対価値の安定性であった。だが、このような安定性は、本位に対する外生的条件(生産条件、海外送金、その他、さらには後に問題になるようなイングランド銀行による金の大量の購入すら)に左右されることが免れないのであり、通貨当局がせめて最大限努力すべきは、この本位に合わせた通貨量の調整(貨幣/金)であった。

紙幣の発行者たちは発行をもっぱら地金の価格によって調整すべきであって、決して流通紙券量によって調整すべきではない。紙券が本位と同じ価値をもつ限り、その数量が過多または過少になることは決してあり得ない。……本位自身が被る変動以外の通貨の価値におけるあらゆる変動から公衆を保護し、またそれと同時に、最も経費のかからない媒介物によって流通を維持することは、通貨が到達し得る最も完全な状態を達成することである… (Works, IV: 64, 66)

だが、『安定的な通貨』での真の重要な進展は、通貨の調整というよりは、実は通貨の管理をめぐる問題だった。「紙券が金属通貨に対してもっている長所の一つとして、しかも小さからぬ長所として見なすことができるかもしれないものは、商業および一時的な事情の必要に応じて、その数量が容易に変更され得るということである」(Works、N:55)。ここから、ホランダー=千賀は、リカードウが信用貨幣の望ましい「管理」のあり方を構想したと示唆する(Hollander、1979:491-92、訳673-75頁;千賀、1993:58-9)。

さて、紙幣の使用に伴うあらゆる他の利益の他に、なお、数量を慎重に管理することによって、あらゆる支払を履行するための流通媒介物の価値に対して、他の方法によってはとうてい得られないような価値の不変性が確保されるのである。(Works, IV: 57-8. 強調は佐藤)

『安定的な通貨』にこの引用文に象徴されるような通貨管理の方向を読み取る見解に対して、アーノンは、この段階でのリカードウが通貨管理の思想を抱いていたことを否定する。「だが、賢明な管理によってリカードウが言及していたのは、市場の需要に自らの銀行券発行を調整させる個々の銀行業者たちの能力だった。それゆえ、リカードウは依然として銀行業における競争を提唱していたのだし、我々の枠組みの見地からすれば、依然としてスミス的な首尾一貫した反中央銀行的立場を維持していたのだ。」。

だが、ホランダー=千賀を支持する多くの証拠がある。例えば、リカードウは「安定的

な通貨』において、徴税と公債の利払いなどから生じる金融市場における季節変動に「初めて」³⁵公衆の注意を引きつけ、この調整としてイングランド銀行は公債所有者に配当支払証書を信用供与すべきだと主張した(Works, №: 74-6)。また、リカードウは、預金者保護策を通じて、銀行券発行規制を提言したように見える。

貨幣を用いるという点では、誰もが商人である。その習慣や職業が取引の機構を調べるのにほとんど適していなくて、紙券を流通させるさまざまな諸銀行の堅実さを確かめる能力のない人々も、貨幣を用いることを余儀なくされる。それゆえ、我々は限られた所得で生活する人々、女性、労働者、あらゆる種類の職工が地方銀行の破産のためにしばしば激しく苦しむのを見るのであり、しかも、こういった破産は最近は以前の例を越えて頻繁に起こっている。……公衆は、地方銀行に、その発行額に対する何らかの割合で公債または政府証券を、政府またはその目的のために任命された委員会に預託させることを求めることによって、この不都合から保護されるべきである。(Works, IV: 72-3)

この提言はいかにも現代的な法定準備率の響きをもつ。だが、とアーノンは言う、この提言の目的は、銀行券の量を規制することにではなく、「質を保証し、破産から貧民を保護することにあった点を強調することが必要だ。この段階では、リカードウは、諸銀行が流通銀行券量に及ぼす影響には関心を寄せておらず、自分の提案に管理の手段の役をつとめさせるつもりはなかった」(Arnon, 1987: 274-75、強調は原文)。

しかし私は、リカードウの諸提言の究極の目標は、地方銀行のみならず、国全体の通貨 の管理にあったのは明らかだと思う。地金案は、準備の集中と発券の集中とを容易にする ので、それゆえ、この地金案を忠実に実行に移すべくイングランド銀行から銀行券発行権 を取り上げ、さらに地方諸銀行の発券を禁ずることによって、紙券の利点を、賢明な管理 によって最大限引き出すことができるだろう*。

仮に実際に [イングランド銀行の]特許状の期限が満了しようとしているとすれば、大国に紙幣を供給することに伴うすべての利益を商人たちの一会社に許す政策に対して、公衆は疑問をもつだろう。……そこで本書の前の部分で提案したような兌換性の確保 [地金案] と、また、議会に対してのみ責任をもつ委員会の任命とによって、国家は、都市と地方とにおける唯一の紙幣の発行者となり、これを通じて、公衆のために少なくとも200万[ポンド]スターリングを確保することができるだろう。(Works,N: 114. [] 内および強調は佐藤)

リカードウは、『安定的な通貨』を書く前の1815年9月10日のマルサスへの私信ではもっと

率直だった。

私は、イングランド銀行は、公衆に正当に帰すべき利潤によって富みつつある不要な機関だと考えています。私は、紙幣の発行はもっぱら国家だけに属する特権だと考えざるを得ません。――私はそれを一種の君主権だと見ており、もし通貨に関する諸原理が正しく理解されれば、一切の内閣の支配から独立した、唯一の紙幣発行者であるべき委員会が任命されることになるだろうと確信しています。――これによって200万から300万の利潤が公衆の手に確保され、同時に我々は王国内いたるところで多くの弊害の原因となっている地方諸銀行の悪弊から保護されることになるだろうと思います。この委員会はまた公債の管理を行ない、公共の種々の部局すべてに対して銀行業者の役を果たすべきものです。(Works, VI: 268. 強調は佐藤)

【安定的な通貨】で示された提言は、「経済学および課税の原理】において簡潔な形で繰り返された。

……開明的な立法府をもつ自由国家では、紙幣発行権は、その保有者の意思次第で兌換し得るという必要な抑制があれば、その特別の目的のために任命された委員たちの手中に安んじて委ねられることができるし、またその委員たちを大臣の統制から全く独立させることができる。(Works, I: 362)

このようなリカードウの諸見解は、不安定な通貨とそれを支える制度的要としてのイングランド銀行、さらにはそれによって育まれている地方諸銀行(「上部構造」、Works, II: 235)の現状に対する、深い不信に根ざしていた。だが、それが具体的な形でリカードウ自身の内部で国立銀行案として明確になっていくのは、彼の一連の議会改革運動と現金支払再開をめぐるイングランド銀行との対峙とを経てからのことだった。

こうしてリカードウは、「賢明に管理された紙幣」の視点と、ますます彫琢された地金案とを携え、しかし不安定な通貨の制度的要因だったイングランド銀行への懸念を抱きつつ、現金支払再開後のデフレーションを最小限に抑えるべく思索を重ねながら、1819年の議会両院委員会での証言に立つことになる。

第Ⅲ節 現金支払再開の政治学

Ⅲ. 1 ウィッグの敗北

現金支払停止は相次ぐ法律によって延期されてきたが、その最後の法律(1818)は支払再

開の期日を1819年7月5日と定めていた(Works, V: 350)。終戦時の1815年には1オンスあたり4ポンド5シリングだった金の市場価格は、その後着実に下落し始め、1816年には3ポンド18シリング6ペンスとなり、金に対するプレミアムは1パーセント以下になった(Feavearyear, 1963: 230.訳245頁)。だが一方で、イングランド銀行の商業界に対する貸出は深刻なほど減少し(Clapham, 1944、ii: 58-62)、政府の側では、平和回復後に廃止するという了解で賦課されていた財産税の1816年の撤廃が大問題だった。この撤廃による政府の歳入減は1800万ポンドにのほり(Hargreaves, 1930: 131.訳135頁)、これは内閣に現金支払再開延期の口実を与えたものの、この状況下で大蔵大臣ヴァンシタトが採った手段は、市場を公債に好都合に保つ政策に依拠していた。彼は、流動債に依拠して短期的な資金調達や国内の通貨供給量の調整を図ろうとしたのだ。だが、この流動債操作の背後には、リカードウの実業界引退後に名実ともに公債市場の第一人者となった実業家N. ロスチャイルドとの公然の密接な連携があったし、さらに彼は、新規国債によって古い国債を償還するのに減債基金を利用するという手法に依拠したために、彼は、ウィッグや独立派でばかりか、トーリー内部でもW. ハスキスンらの嫌悪の的だった(Hilton, 1977: 33-37)。

1818年の総選挙で勝利したウィッグは、グレイ伯および G. ティアニの主導のもとに、来 るべき1819年の議会での党派的戦略として現金支払再開問題を取り上げることを決意した"。 この問題は、ホランド卿が述べたように、「最近、受けがよくなってきた問題」だった (Aspinall, 1927: 94-5)。1819年1月21日の会期の冒頭を飾る論争で,首相リヴァプールは、 現状では今年の7月の現金支払再開は無理だと宣言した(Gordon, 1976: 18)。この言明は 野党を激怒させた。下院でのウィッグの指導者ティアニは,トーリー政権を苦境に追い込 む絶好の機会を手に入れたと信じ,この 1月に出版されたばかりの E. コプルストンの匿名 パンフレット"を振りかざしながら,ウィッグの主導で再び1810年の(彼もその委員の一人 だった)地金委員会と同じようなものを求める動議を出した。その一方で,ヴァンシタト は議会両院による秘密委員会の設置の動議を出した。トーリー、ウィッグ双方の懸命の工 作がなされたが,事は期待した以上に内閣に有利に運んだ。政治的に出し抜かれつつある ことを感じたティアニは,攻撃の矛先をヴァンシタトの個人攻撃に向けたが,もはや挽回 することはできなかった。議会では,ティアニのものではなく, ヴァンシタトによる委員 会が同意された(Gordon, 1976: 28-32)。こうして, 2月3日および4日に両院の秘密委員会 の選出が行なわれた。この両院委員会がいわゆる現金支払再開委員会と呼ばれるものであ る。だからウィッグは,彼らが期待していた政治的勝利をおさめることに失敗したのだ。 ティアニは,その後5月までトーリー政権を挫く試みに失敗し続けた。「ティアニは,内閣 を壊滅させるのに惨めに失敗した後は,彼に従った者すべてから,ただ罵られるばかりだっ た。…敗北は壊滅的で,やる気を失わせるものだった。それは, リヴァプール内閣を再び 元気にさせた。ウィッグ党は瓦解し始め,そのメンバーたちは離散し始めた。野党の指揮

は、ますます急進派のもっと鋭い手に渡る傾向を見せた。急進派の地位は…リカードウと… ジョゼフ・ヒュームとの追加によって、まさに強化されたばかりだった」(Aspinall, 1927: 95) ³⁰。

それゆえ、現金支払再開問題をめぐる議会論争は、一人リカードウのみならず、19世紀初頭のイギリス議会政治の重要な節目だったといえるだろう。だが、そればかりではない。ウィッグの敗北は、1821年の現金支払再開が、これまで時に主張されてきたようにウィッグが「気の進まない内閣からもぎ取った」成果(Halévy、1961: 37-8) であるとは、見なせないことを示している。そこにはトーリー内閣から「前面に出てきた、もっと強くてもっと実際的な系列が存在した」(Hilton、1977: 37)。だが、それを確認する前に、私たちはリカードウの現金支払再開に関する実際の勧告を確認しなくてはならない。

Ⅲ. 2 リカードウの地金支払案: 現金支払再開委員会(1819)

両院の秘密委員会が1819年7月5日の「現金支払再開の便宜」を調査した時点で今やポーターリントン選出下院議員であったリカードウは、主要な証人であったし、彼の地金案は関係者全員に周知であった。両院の委員会の焦点はすぐに、リカードウが「地金の高価格」第四版付録で概略を描き、「安定的な通貨」で展開した地金案に向けられた。また、この証言で明らかになった鋳造価格に達するまで金の価格を漸減的な率で引き下げるというリカードウの案は、彼が1811年にティアニ宛ての私信(Works, VI:67-8)で提案したものだったが、彼の公刊物には現れていなかった(Sraffa's Notes, Works, V:351)。そして、リカードウの委員会証言は、これまで私が主張してきた諸論点に種々の確証を与えてくれる。

まず、リカードウは、「イングランド銀行に、同行銀行券を一覧払で3ポンド17シリング10½ペンスの鋳造価格での金地金または鋳貨**で支払う選択権を与えると同時に、同行に3ポンド17シリング6ペンスの価格で無制限に標準金を購入することを、要求」(Works, V:422) した。ただし、現金支払は直ちに鋳造価格で行なうのではなく(それは急激な銀行券収縮を招く可能性があるだろう)、現行の市場価格での支払から始めて、漸減的な率で一定の期間をおいて鋳造価格にまで引き下げられなくてはならない。

[現金支払再開は] 現在の[金の] 市場価格で始まる漸減的な率によることで実行しやすくなるでしょう。私にとって圧倒的に重要な考慮事項は、地金と比べて通貨が現在の減価率よりも減価してしまうことを防ぐことで、漸減的な率を採用することによってその点に対しては完全な保証が得られるでしょう。…

……この種のどんな変化にあっても、変化をできるだけ徐々にすることに多少利益があります。(Works, V: 339, 441. [] 内は佐藤)

なるほど、現金支払が鋳造価格にまで引き下げられる間(おそらくは一年間)、物価は徐々に4パーセント程度は下落するだろう。だがこれは、現金支払停止期に経験した通貨価値の変動からすれば、ほとんど些細な変化である(Works,V: 440, 442, 452)。そして、地金案は、正貨での支払と比べて明らかにデフレ圧力を緩和するだろう。リカードウは、仮にイングランド銀行が現金支払再開をおそれて、急激に300万ポンドもの信用収縮を起こしてしまったらどうなるのかという質問に、次のように答えた。その場合には地金と財との価格は8パーセントから10パーセント下落してしまうかもしれない。だが、と彼は述べた。

仮に、造幣局が開かれていたり、イングランド銀行が3ポンド17シリング6ペンスで地金を買う義務を負わせられたりしている場合には、こういう下落はたぶん全く起こらないでしょう。だから、イングランド銀行は通貨を300万ポンド減少させることはできないでしょう。(Works, V: 452-53)

さらに、この現金支払に備えるために、イングランド銀行は金を大量に購入するという軽率な行動をしてはならない。なるほど、イングランド銀行が正貨支払にこだわり、またそれに対して予想される懸念に備えて100パーセント準備に走るなら、小額券に応じるためだけで1500万ポンドの金準備が必要になるだろうし、大額券のためにはそれを上回る準備を必要とするかもしれない(Works,V: 423-24)。だが、それは地金案の要点を全く理解しないものだ。なぜなら、地金案は、「金の大量購入は全く不必要だという通貨の真の原理の知識に立脚」(Works,V: 453)するものだからである。そしてリカードウは、ここで、彼の地金案を実行するのに必要にして十分な準備率を12.5パーセントだと算定するのである!

うまく管理されれば、流通しているイングランド銀行券が2400万ポンドだと想定して、300万ポンド [の地金] で十二分だろうと思います。(*Works*, V: 424. []内および強調は佐藤。Cf. ibid., pp. 443-44)

ここに、リカードウは、『地金の高価格』以来、着実に発展させてきた自らの通貨論を結晶 させたのである。流通を完全に銀行券流通に限定する地金案の最終目的について、リカー ドウは述べる。

第一に、それはイングランド銀行を、ロンドンと地方とで現在流通しているすべての小額銀行券に代位するのに必要な金の量を与えることから免除するでしょう。第二に、それはイングランド銀行に対して、従ってわが国民に対して、すべての小額銀行券と等額の資本が生み出すだろうすべての利益をもたらすでしょう。…私は、イングランド銀行

の側の [現金支払の] 義務を50ポンド、60ポンドまたは100ポンドの価値の銀行券、または合計してこのような額に達する多くの小額券に限定するでしょう。私が念頭においている目的は、その量を有効に管理することによって、通貨の価値を規制することです。……私の案の目的は、金鋳貨が全く流通しないことによって、最も完全に実行されるでしょう。(Works, V: 422, 424. [] 内および強調は佐藤)

なるほど、アダム・スミスは『国富論』において、一部準備による銀行券発行を前提としながら、金紙代替による節約がいかに経済成長を促進するかを説いた(佐藤、1999)。だがスミスは、この一部準備による金融システムが、どうすれば完全な兌換性と両立し得るのかを説明しなかった。リカードウの地金案は、このスミスが残した問題に、いわば完全な解答を与えたといってよいだろう。流通を完全な紙券流通にすることで、「賢明な管理」によって金融当局は紙券の利点を最大限に引き出せるという『安定的な通貨』以来の主張が洗練されただけではない。それは、最小限の銀行準備で金融システムを安定化させることを可能にするものでもあることが、初めて明確にされたのだ。このリカードウの視点が、後に『国立銀行設立案』でいかに発展させられたのかを、私は第Ⅳ節で明らかにしたいと思う。そして、それが、通貨学派の100パーセント準備に基づくルール主義的な金融理論とは、全く異なることを示したいと思う。

だが、このリカードウの地金案は、結局は葬り去られ、実際に実施されたのは全く別の 形の正貨支払再開であった。この事情を明らかにするためには、まさに当時のさまざまな 文脈を視野に入れる必要がある。だが、その迷路に踏み込む前に、この地金案が、まずマ ルサスとトゥックによってどう受け取られたのかという、貨幣思想史上、若干の興味がな いとはいえない問題を簡単に紹介することにしよう。

Ⅲ. 3 間奏: マルサスとトゥックによるリカードウ地金支払案評価

リカードウの地金案が今日の経済学者たちによって一般に高く評価されてきた事実は、確認しておくべきだ。例えば、フェッターは言う。「…金の購買力を上昇させないようにブリテンの金支払再開の手はずを整えることによって…物価下落を最小限にさせるブリテンの政策のための彼の建設的提案 [地金案] は、彼を経済学者として最良の姿で示した」 (Fetter, 1965: 91. [] 内は佐藤)。またレイドラーは言う。「彼 [リカードウ] はしばしばデフレーションには無関心であったと見なされている。そのような無関心は、経済政策における短期の重要性を軽視したリカードウ的悪弊と斉合するだろうが、しかし…彼の立場についてのこのような見方は支持できない。…彼は、再開とともにイギリスは大きな割合で金鋳貨をもつ通貨よりは紙券通貨をもつべきであり、イングランド銀行はそれに対して、そのタームで銀行券を償還できる金地金準備を保有すべきだと論じた。この計画 [地

金案]の実際的利点は、金を節約することで、それが実行に移されたときにその価値に上昇的圧迫を与えることはほとんどないだろうというものだった」(Laidler, 1987: 293. []内および強調は佐藤)。ところが、同時進行的にリカードウの地金案の命運を目の当たりにしていたマルサスとトゥックは、この地金案に対して、ある意味では対照的で、ある意味では重なり合う反応を示した。

マルサスは、第日節で見たように、「地金の高価格」第四版付録で述べられた地金案に対してきわめて好意的な見解を示したが、ちょうど1819年の現金支払再開委員会開催時には自らの「経済学の原理」(1820)を執筆中であって、同書のある注に以下の文章を残した。

多額の国債をもつ国においては、貴金属の価値の変動に伴うものを越えた通貨の変動を防ぐことほど、政府の行政官たちの側で神聖だと見なされるべき義務はない。私は、貨幣価値の下落から引き出される一時的な利益については、十分に承知している。そしておそらくは、確かに、昨年の間じゅうの苦況の一部分は、私はそれは小さな部分であると信ずるとはいえ、通貨をその正しい価値に回復させるために最近採られた方策によって引き起こされたものであろう。だが、何らかのこういう方策はどうしても必要だった。そこでリカードウ氏は、この移行を、当然に予期され得たものと比べてもっと容易にする方法を示唆してくれたことに対し、彼の祖国から感謝を受けるに値する。(Malthus、1989、i: 458 n. 強調は佐藤)

マルサスは、地金案のその後の放棄を知っていながら、自らの『原理』の第二版(1836)にこの注をそのまま残した。私は、この事実はマルサスが本当にリカードウの地金案を支持していた証左だと思う。だがその一方で、マルサスは金属流通にこだわり、リカードウの地金案が、完全に金属流通を排除してしまうことに一抹の懸念を抱き、リカードウにこう書いたのも事実である。

…私は、諸銀行にきわめて異常なほどの [金の] 蓄蔵があるのでなければ、紙券通貨が最もすみずみまでゆきわたっているような国々において(突然の需要からの)金属価値の変動が常に最大であるのが見出されるのは、疑いないと感じています。(1815年10月15日、Works, VI: 299. [] 内は佐藤) 33

だから、「貨幣と銀行業とに関するマルサスの際立った特徴は、その徹底的な『保守主義』である。リカードウと同様に、彼は金本位制の強固な擁護者であった――彼が流通から金貨を排除するだろうリカードウの再開計画案に反対した点で、一層そうだった…」(Hollander、1997: 676. Cf. *ibid.*, pp. 623, 654-60)という評価も出来した。だが、マルサ

スが地金案に「反対した」というのは強過ぎる表現である。なぜなら、私がこれまで見て きたように、マルサス自身は地金案を少なくとも公式に幾度か称賛していたからである。

他方、トゥックの場合は事情が異なる。トゥックは、リカードウと同様に、1819年の現金支払再開委員会の証人として証言した。その際彼は上院秘密委員会に、リカードウの地金案には暫定的措置としては賛成だが、本質的には(後にイングランド銀行が実際に採ったような)鋳貨での支払に賛成であると明確に(書面での回答で)証言したのだ。その理由として、彼は次の四点を挙げた。第一に、紙券で満たされている流通は、金紙混合流通ほど完全な兌換性ではなく、濫用されやすい。第二に、完全な紙券流通は、信用と信頼とに基づいた紙という「脆弱な素材」的価値しかもたないので、何かあれば、全面的破壊に陥りやすい。第三に、贋造を刺激する。第四に、金ストックの節約を目的とするこの案では、考えられる「多くの偶然時や緊急事態」に必要な金準備の不足を招くおそれがある(Sraffa's Notes, Works, V:362)。

さて、トゥックは後に、「通貨の状態に関する考察」(1826)の中で再びリカードウの地金案を取り上げ、特に上の第四点に関わる批判を繰り返した。すなわち、トゥックによれば、「通貨の価値は、紙券と比べた金属の量が一層多くなるのに比例して、一層均一になるだろう」(Tooke, 1996: 64)が、地金案は金の節約を促し、完全な紙券流通を唱えているので、これに反するというのである。そして、次の注を付している。

リカードウ氏は、1819年の現金支払に関する上院委員会での彼の証言において、彼がイングランド銀行の側での50ポンド、60ポンド、あるいは100ポンドの銀行券のみを、または、全部でそのような額に達する多数の小額銀行券のみを、支払う義務に限定するよう提唱した彼の地金支払案に言及して、彼の見解として次のように述べた。「うまく管理されれば、流通しているイングランド銀行券が2400万ポンドと想定して、300万ポンドの地金で十分でしょう」。(Tooke, 1996: 65 n.)

私はここで、次の二点を指摘しておきたい。まず、(なるほどこの時期のトゥックは銀行主義への形成途上にあったとはいえ)銀行学派は、リカードウの金融政策論が通貨学派のような100パーセント準備には基づいてはいなかったことをよく知っていた。ここでは、銀行学派の方が、リカードウと比べて一層金属主義的になって現れるのだ。第二に、トゥックが一貫して鋳貨流通にこだわり、それゆえ鋳貨での支払再開を支持していた点が重要である。なぜなら、この点こそが後に見るように、支払再開後のデフレーション発生の責任をめぐるトゥックによる『物価史』でのイングランド銀行擁護論へと繋がってゆくからだ。さて、先に述べたように、1821年に実際に再開された現金支払は、リカードウの地金案とは全く別物だった。それゆえ、いかなる経緯がこのような事態を引き起こしたのかを次

Ⅲ. 4 現金支払再開の政治学: いかにリカードウの地金支払案は放棄されたか

1819年の両院委員会では、証人喚問が進行するさなか、現金支払再開をあたかも既定とする短い覚書が委員たちの間に既に流通しており(Bonar, 1923: 29)^x, 証人喚問を通じての「これらすべての議論の傾向は──再開をすべきか否か、ということよりむしろ、いつ、いかにすべきかという──実践的なものだった。…反地金主義者たちは無視された」(Hilton, 1977: 43. 強調は原文)。リカードウ自身、1819年2月28日に友人の H. トラワに手紙を宛てて、自らの初登院後の両院秘密委員会での議論の進捗について、委員会の「すべての人がこの問題に関して完全な知識をもっている」(Works, Ⅶ: 19)と記した。そして、自らの委員会での証言がすべて終了した後に、こうマカロックに書いた(4月7日)。

両院の委員会は、あの案 [地金案] かその修正案を採択した場合に生じそうな諸結果に関する調査を審理の主要な主題としており、ピール氏の演説や、キャニング氏やランズダウン侯の演説から推して、両委員会の報告書中に私の提案がたとえ恒久的な方策としてではなくても、一時的なそれとして推奨されることはほとんど疑いを入れないということをお知りになれば満足なさるでしょう。そうなれば、私たちは健全な安定的通貨制度への復帰を少なくとも促進したという功績を得ることになるでしょう…。(Works, VII: 20. []内は佐藤)

両院委員会の最終報告書は5月6日と7日に議会に提出され、イングランド銀行に1820年2月1日以降、造幣局で試金され刻印された標準金の延べ棒(「リカードウズ」と呼ばれることになる金塊)での支払を求め、また1823年までには鋳貨での現金支払への完全復帰を求めたことにより地金案が恒久的制度としてではなく暫定的措置として位置づけられた点で、リカードウの地金案とは異なるものが勧告された。ピールはこの勧告を具体化した一連の決議案を5月24日に下院に発議した。この発議に際して、リカードウは最初の重要な議会演説を行ない、大成功をおさめた。そしてリカードウは、あまりにイングランド銀行の政策的手腕に深い疑念を抱いていたので、同行にくれぐれも慎重に信用を管理するよう求めた。

同行はその発行高を慎重に削減すべきであって、彼らはあまりにそれを急激にやりはしないか、と懸念するだけであった。もし彼 [リカードウ] が同行に助言を呈するとしたら、同行に地金を買わないようにと勧告したであろうし、仮に、彼が同行の業務の運営権をもっていたなら、たとえ数百万ポンド [の地金] しかもっていなくても、彼は大胆に売りに出ただろう。 (Works, V: 13. [] 内および強調は佐藤)

ピールの決議案は、イングランド銀行は1822年5月1日以後、1オンスあたり3ポンド17シリング10½ペンスで、法定鋳貨で支払うか、金で支払うかを任意で選択できるという修正を経て、1819年6月25日に最終的に可決された(Works, V:8)。

以上が事態の、ある意味で表面的な、進行であった。だが、自由主義的トーリー主義 (liberal toryism) の解釈にもはや後戻りできない一連の修正主義的テーゼを提示したヒルトン (私は彼のリカードウ解釈の部分には不満をもつが) は、私たちに事態の深部を探るよう強いてきた。ヒルトンによれば、

支払再開の決定は、リカードウにとっては 「偏見や誤謬に対する科学と真理の勝利」**だった。地方ジェントルマンたちにとっては直感的道徳の法だった。ハスキスンにとってはヴァンシタト…に対する勝利だった。一般に政府にとっては、権力や責任をめぐる国制上の闘いにおけるシティやイングランド銀行への戦術的な一撃だった。(Hilton, 1977: 48)

イングランド銀行は、ピールの決議案が発議される直前の5月20日に、議会に一通の意見書 を提出した。フェッターはこの著名な意見書(リカードウは『農業保護論』(1822) の付録 にこれを全文載せた(Works, N: 267-70))を、それに先立つ数ヶ月間に議会と同行との関 係が「あまり親密なものではなくなっていた」ことを示唆するものとした(Fetter, 1965: 94)。だが、それどころではなかった。この意見書は、それまで真正手形学説によって経済 に対する自らの受動性を力説してきたイングランド銀行が、現金支払再開によって裁量権 を奪われてしまう不満を訴えたのだ! すなわち,支払再開に伴って,同行が統括してい る諸銀行に対する義務が脅かされるとともに、「1797年の銀行制限法によって同行がおかれ てきた新たな立場によって,少なくともそれと同じくらいに,その金銭的関係や商業関係 での利害が同行の裁量に委ねられてきた社会全体に対する同行の義務も,念頭におかざる を得ないと感じている」(Works,N:268.強調は佐藤)と。イングランド銀行は,その主張 の首尾一貫性に綻びをきたしただけではなかった。同行は,それゆえ「自分たちが経済学 の法則に対してばかりか、議会に対しても上位にあると考えたのだ!」(Hilton, 1977: 53)。 さらにシティも支払再開に怯えていた。公債価格は,下院で委員会報告書の勧告が通過す るにつれて暴落していった。「ロスチャイルドは、内々裏にその決定を覆そうと秋口まで働 きかけたが,彼の力はヴァンシタトの力とともに衰えつつあった。1819年においては 『金 融界の力』が支配していたのでは決してなくて,政府は銀行家の抑圧から離れたのだ」 (Hilton, 1977: 58-9. Cf. ibid., p. 87).

だが、イングランド銀行の理事たちは、政府に自らの裁量権を奪う屈辱的な地金案を否 まされたことを決して許さなかった。政府が同行に未払いの政府債務を500万ポンドで分割 払いするにあたって、ヴァンシタトが流動儀による前貸を同行に求めたのに、イングランド銀行の理事たちはきっぱりと拒否した(Works、個: 134 & n. Cf. Hilton, 1977: 87-8)。同行の理事たちの中には、依然として裁量権を確保しようと努め、「地金案という拘束服」から逃れたがっていた者たちがいたのだ。「確かに間もなく、イングランド銀行はまんまと地金案を拒否した」(Hilton, 1977: 89)。イングランド銀行は、政府への前貸や商業手形割引を大いに減少させ、地金案の基礎は「大量の準備保有ではなく、信用の適切な管理であるというリカードウの助言を侮って、金を購入し続けた」(Fetter, 1965: 96. 強調は佐藤)。金を購入するのではなく、売却せよというリカードウの忠告は全く無視された。こうして1821年2月までに1190万ポンドの金準備を保有した(Feavearyear, 1963: 229. 訳244頁)イングランド銀行は、「それから全く突然に…ビール条例を早める許しを乞うた——つまり、地金案を捨て、ほとんど即座に小額銀行券を回収し、権限が与えられた日付から一年早く、1819年に規定された強制期日から二年早い1821年5月1日から現金で支払う許しを乞うたのだ」(Hilton, 1977: 89)。地金案に格別の愛着もなかった政府は、喜んで許可した。

そしてイングランド銀行が5月1日からそれを実行することを許可する法律が通過した。このようにして旧本位での完全な兌換が、予期されたよりも二年早く回復された。健全貨幣論者は極端に走ってしまっていた。この急速で不必要に大幅なイングランド銀行の信用収縮の結果は、物価の一層はなはだしい下落であり、多くの産業における深刻な苦況であり、そして広範な失業だった。鋳貨の流通を避けよというリカードウの忠告は聞き入れられなかった。イングランド銀行と地方諸銀行とは小額銀行券を引き揚げる政策を続行した。(Feavearyear, 1963: 223. 訳238頁)

この間の事情は、これまでの研究史において、謎とされてきた。ヴァイナーは、「金を蓄積し、それを流通の中に押し出す際のイングランド銀行の動機が何であったのかに関する情報が欠けているが、一つの考慮すべき事情は、同行が自分自身の利潤を不当に気にかけているという非難に反駁したいという同行の欲求であったように思われる。イングランド銀行による地金本位の放棄の方が、もっと確実に間違いだった」(Viner、1937: 178-79. 強調は佐藤)と不思議がった。クラバムは、地金案が短期的に実行されていたときに、「誰も金の延べ棒を求めなかったし、イングランド銀行もそれに関心を示さなかった」から、金鋳貨の支払を早めたという、およそ説明にならないものを主張した(Clapham、1944、ii: 73)33。

フェッターが支持しているイングランド銀行側の動機は、イングランド銀行券の贋造問題である。イングランド銀行が鋳貨での支払再開を早めるよう乞うた訳は、「贋造という継続中の問題だった。…1819年の条例と比べて、さらに明確に、贋造問題が金融政策上のこ

の新たな展開 [1821年のイングランド銀行の鋳貨での支払] を決定する上で、主要な考慮 事項だった」(Fetter, 1965: 97. [] 内は佐藤)。なるほど、このような見解を強力に採っ ていた者がいない訳ではなかった。それは、マカロックだった。彼は、彼が「エンサイク ロペディア・ブリタニカ」に書いた論文「貨幣」**で、この贋造問題を執拗に強調していた。

だが、これら [地金案の数々の利点] は、それがいかに重要であったにせよ、注意を払われねばならない唯一の考慮事項ではなかった。銀行券をギニー貨に代位させることが引き起こしていた贋造を阻止する、あるいは少なくとも減らす手段の発見が、リカードウ氏の案を維持するには不可欠であった。…だが、小額銀行券、すなわち労働者階級間を流通しなくてはならず、しかも厖大な枚数にのほる1ポンド券ないし2ポンド券は、偽札発行の便宜を与えるのであって、これを減らすのは実質的に不可能であることがわかってきた。だから1821年には、地金の延べ棒で支払う案は捨てられ、イングランド銀行は正貨での支払を勧告したのだ。(McCulloch、1853: 43. []内は佐藤. Cf. idem、1831: 9-10; 1853: 476)

だが、贋造への誘惑が、なぜ地金案によって増大するのかは「明らかではない。…実は、技術協会は、まさにピール条例の年である1819年に、イングランド銀行券の贋造に関する専門家たちの調査を行なった。その報告書は、ほとんど贋造不可能な銀行券が実行可能であることを宣言した…。それどころか、アイルランド銀行券はそのようなものであることが判明していた…」(Bonar, 1923: 35)4。マカロックは、イングランド銀行に常に同情的であったが(O'Brien, 1970: 176)、第Ⅳ節で見るようにイングランド銀行と一種の関係をとりもつことにすらなったので、イングランド銀行側から何らかの情報を得ていたのだろうか?

だが、贋造問題を、フェッターのように合理的な動機と見るのは疑わしい。それ以前の 長年にわたって、偽札よりも、不法な鋳造で罪を問われた者の方が多かったのであり、ま た銀行券についていえば、それがいかほどでも流通にあり続ける限り、偽札への誘因は存 在するだろう。ヒルトンの主張は説得的である。

…リカードウが不満を述べたように、[イングランド銀行の] 理事たちは、「通貨量を自由に増減する権限を彼らの手中に委ねないような²] 金属での支払案すべてに反対する際に、10年間も贋造の議論を無視してきた。重要なのは、ヴィンセント・スタッキーが株主会で、仮に贋造問題がなければ金塊案を捨てるのは愚かだろうと述べた際に、彼が、「違う」、「違う」という叫び声にあったことだ。明らかに、公には詳らかにされなかった、そして今でも曖昧であり続ける、別の理由があったのだ。 贋造問題は、株主会内部での

明確な分裂を覆い隠すために用いられたのだと思われる。たぶんイングランド銀行は、1819年に決められた抑制的な予定から逃れたいと願っただけなのだ。支払再開の延期を強制的に妨げられたので、同行は、ハスキスンが疑ったように、同行にまだ唯一残されていた方法——不当な性急さ——で、悪意ある裁量を行使したのではないだろうか?……もっと道理から外れて、イングランド銀行は、支払再開を台無しにすることで、兌換性の信用を全くなくしてしまうことをすら狙っていたのかもしれない。(Hilton, 1977: 90. []内は佐藤)

イングランド銀行の側が、たぶん悪意ある戦略から地金案を台無しにすることで、支払再開によるデフレーションを悪化させる方向に動いたとすれば、トーリー政権の側では、それが悪意からであろうとそうでなかろうと、旧本位に戻ることこそが肝要だった。リベラル・トーリーにとって、現金支払再開は、本質的にデフレ政策であったばかりでなく、それは「過酷なほどデフレ的」でなくてはならなかったのだ。ピールに代表されるリベラル・トーリーは、「リカードウやシーニアやコブデンやのもっとよく知られた成長志向の経済学というよりは、チャーマーズやオーヴァーストーンやの本質的に静態的なヴィジョンを共有していた」のであり、まさに現金支払再開は、このような「反成長哲学」に彩られたものだったのである(Hilton、1988: 223-25)。そしてヒルトンは、1819年のトーリー政権による現金支払再開の決定は、「意思決定過程に対する明白で決定的な影響力を一人の聖職にある経済学者に帰すことができるような、稀有な例の一つであった」と主張する(Hilton、1988: 223. Cf. Rashid、1983: 249)。それは、E. コブルストンであった。

オックスフォードでのピールの以前の個別指導教官であったコプルストン*は、1819年に二冊のピールに建白した「書簡」**を公刊し、さらに1822年には著名な論文「通貨の状態」(Copleston、1822)**を書いた。なるほどコプルストンが、リカードウを、経済学という「科学のこの部門の当然に高い権威をもって然るべき著名な人」(Copleston、1822: 240)と呼び、「経済学上の問題に関してリカードウ氏と意見を異にするのはあまりに大胆」(Copleston、1822: 251)だと述べたのは事実である。また、後にマカロックは、コプルストンの「第一書簡」における「ボウズンキットへの回答」についての評価(「真理を擁護するために前へ踏み出した著者の能力を例証する」)を、自らの「リカードウの生涯と著作の素描」において引用した(McCulloch、1853: 474)。それゆえ、アレヴィは「そのパンフレット [「第一書簡」] は、彼 [ピール] がホーナーやリカードウの [貨幣] 学説を支持すると宣言しても、オックスフォードは彼を拒否しないだろうという含図だった」(Halévy、1961: 54. [] 内は佐藤)と評価した。だが、それは見せかけである。

「オーリエルの知者たち」(Noetics) は、…リカーディアンたちと同じ材料—スミスの

自由主義とマルサスのメカニズム―で作業したし、同じ用心深く楽観的な結論に達した場合も多かった。だが、改良の余地への彼らの楽観主義に、うっかりと彼らの根本的な用心と保守主義とを偽装させたままにしてはならない。(Mandler, 1990a: 88)

コプルストンは、現金支払制限を嫌悪し、ヴァンシタトを嫌悪した。「これまで経済学において最も信ずべきものと思われてきたものすべてに対する破壊的な根拠に基づく、ヴァンシタトによって擁護された紙券の無制限の使用。…真の諸原理についての彼の無知が大蔵大臣の役職への彼の昇進をもたらしたと考えることは、屈辱的である」(Ricardo, 1932: 137)。「バブルがはじけるまでは万事うまく運ぶ」。ヴァンシタトは昔の南海会社に何が起こったのかを思い出すべきであり、「彼は、その成功を宣言する前に、実験がすっかり終わるまで待つべきである」(First Letter cited in Hilton, 1988: 126-27)。さらに、貧窮と救貧法とをもたらしたのは通貨の減価である。「…貨幣の急速な減価は当然に、生活のあらゆる分野に混乱と苦境をもたらす—この事情から生じる圧迫は下層階級に最も重くのしかかるのであって、この害悪こそが、救貧法の制度をもたらしたのであり、今ではこの制度の拡張をもたらしている」(Ricardo, 1932: 137)。救貧法と貨幣の減価とを結びつけた彼のメッセージの真意は、現金支払再開によって貨幣の減価がおさまれば、「道徳家たちはもう一度生活窮乏者を罵り、彼らの堕落を非難することができるようになるだろうし、賃金鉄則がもう一度作用することを許されるだろう」(Hilton, 1988: 107) というものだった。

コプルストンは,支払再開後のデフレーションについて次のように論ずる。リカードウ は、「金紙の開きがイングランド銀行制限期のわが国の通貨の減価の唯一の尺度であったと いう仮定」(Copleston, 1822: 243. 強調は原文) に基づいているが、これは誤りだ。その開 きは,支払制限期には,「7パーセントを越えることはめったになかったし,少なくともこ こ12ヶ月間はそれは全く止んだ」。紙券の減価はそれ以外に、第二に、大きな戦費と商業取 引の急速な増大によってもたらされ,第三に,紙券の発明そのものが貨幣節約と流通速度 の増大とから貨幣を減価させ、最近の「強制的な紙券通貨」が減価を倍化させた (Copleston, 1822: 257)。ここからコプルストンは議論を逆転させ、物価下落に対するどの ような非難も、支払制限のせいにされるべきであって、その終結のせいにされてはならな いと論じた。第二の,戦争の影響はもはやなく,また,商業取引に変動はつきものだ。現 金支払が再開された今,第三の原因はなくなった。「ただ同じ有害な方策[現金支払停止] の繰り返しだけが物価を復活できるのである」(Copleston, 1822: 258. [] 内は佐藤)。 我々 は、ロックとラウンズの論争を忘れてはならない。ラウンズの主張のように平価切下げが 「提唱されるときには,常にそれを拒否するに足る公共の徳と原理とが存在すると大いに確 信している」(Copleston, 1822: 249)。また、ヒュームは、貨幣増大が経済に好ましい影響 を及ぼすと主張した際に、ラウンズと同じ平価切下げという欺瞞を提唱した"。ヒュームの

この「詐欺的で不誠実な手段の勧告」では、「それに必然的に伴う道徳的原理をただの一瞬 も考慮せずに、どんな冷淡さと無関心とを伴ってその計画案の長所が検討されているのか、 知りたいものだ | (Copleston, 1822: 259)。デフレーションのもとでは、「本位を引き下げ る方便に訴えようとする強い誘因が存在することは、否定できない。そしてただ正義の神 聖な諸原理を尊重することだけが,それに反対できるのである」(Copleston, 1822: 258) *。 さて、私はコプルストンの見解をいささか詳し過ぎるほど見てきたが、今や、リカード ウとリベラル・トーリーとの違いは明らかだ。リカードウは、 現金支払再開に際して、 デ フレ圧力を緩和するための平価切下げの可能性に言及した。それは、1820年5月8日、1821 年2月8日、3月19日、1822年6月12日、1823年6月11日の議会演説に現れ(Works,V:43、73、 93, 208, 310)、J.ウィートリー宛ての書簡(1821年 9 月18日、Works, IX: 73-4)では通貨の 減価の程度によっては当然に平価切下げが考えられると主張し、そして 『農業保護論』の 中で言及された(Works,N: 223)。リカードウが平価切下げの可能性については柔軟に考 慮していたことは、もはや研究者の常識のはずだ(Viner, 1937: 204; Hilton, 1977: 93-4; Hollander, 1979: 497-99. 訳681-84頁)。ただ、リカードウは、イングランド銀行のまずい 措置さえなければ、当時の状況では、平価切下げという新たな混乱はあえて必要ないだろ うと判断したのだ。

だが、コプルストンは平価切下げを「正義の神聖な原理」に悖ると論難した。ハスキスンは、(リカードウとは異なり)現金支払自体が苦況の多くに責任があることを認めたが、コプルストンに倣って、「法的措置によって本位を変更することは、それがどのように正当化されようとも、公私の債権者に対する言語道断の詐欺になるだろう、と主張した」(Hilton, 1977: 94. 強調は原文)。他方ピールの側では、1844年のイングランド銀行特許法を「1819年法の補充にして擁護」と見なし、「通貨供給量を独立して管理するイングランド銀行を法を「1819年法の補充にして擁護」と見なし、「通貨供給量を独立して管理するイングランド銀行をはいては不十分であることがわかっていたからだ」(Hilton, 1988: 224)。そしてリベラル・トーリーは、リカードウの国立銀行案を一層嫌がった。リベラル・トーリーは「自動的な規制者にして安定装置である金に逃げ込んだ。この種の非人格的な制度は、リカードウが提唱した国立銀行や、アトウッドの管理通貨に比べて、はるかに訴えるものがあった」(Hilton, 1977: 65)。だからリベラル・トーリーにとって、兌換性は、政府から通貨管理の必要を除去したがゆえに魅力的だったのであり、彼らの現金支払再開の政治学は、リカードウの通貨管理の思想とは対極にあったのだ。そしてイングランド銀行は、リカードウの国立銀行案をなおさら恐怖したろう。

それゆえ私たちは、「こうして一世紀以上後にイギリスが1925年に金支払を再開したときに復活させられることになった、独創的で建設的な貨幣案 [地金案] は、贋造と政治との気まぐれの犠牲者として終わりを告げた」(Fetter, 1965: 99. [] 内は佐藤)というフェッ

ターの言葉を、そのまま肯定してはならない。そうではなくて、「賢明な通貨の管理」を前提とした地金案は、イングランド銀行の戦略によって狙い撃ちされ、トーリーの政治学によってあらかじめ否定されていたのだ。

Ⅲ. 5 デフレーションの責任

本節を終わる前に、現金支払再開後のデフレーションの責任について述べておく必要が あるだろう。

小麦価格は1817年に1クォータあたり96シリング11ペンスという戦後の最高値をつけた後、徐々に下落し、19年には74シリング6ペンス、20年には67シリング10ペンス、21年には56シリング1ペンス、22年には44シリング7ペンスと垂直的に暴落した(Mitchell and Deane、1962: 488)。ルソーの物価指数(1865-1885年の平均=100)では、1818年から1822年にかけて、総指数で160から116へ、植物性農産物で217から138へ、重要産業の製品で138から116へと、下落した(Mitchell and Deane、1962: 471)。経済は、1818年の小さな山から1822年の厳しい谷へと下落したのだ。

リカードウは、明らかにこの過度のデフレーションがイングランド銀行の無知によるも のだと憤激した。

彼ら [イングランド銀行] の目的が、仮に激変をできるだけ耐え難いものにすることであったとすれば、彼らが実際に追求してきた方策ほど目的に適った方策を追求することはできなかったでしょう。困難のほとんどすべては、彼らの操作が本位自体に与えてきた価値の上昇から生じました。彼らは本当にきわめて無知な連中です。(1821年7月9日マルサス宛て、Works, IX: 15. [] 内は佐藤)。

リカードウは、イングランド銀行が不当に早めた正貨での支払再開の結果に対して、いわれのない罪を着せられていると感じただけに、その怒りは大きかった。彼は1822年6月12日の議会演説でこう述べた。「しかし彼 [リカードウ] はまるで自分の裁判にかけられたのだ―彼の案は採用されなかった、それなのにそれと関係のない結果がそれのせいにされた。そして彼は彼の案ではなくて、それとは本質的に異なる、採用された案に対して責任を負わされた」(Works, V: 206. [] 内は佐藤)。そして「農業保護論」では、イングランド銀行の誤った管理(あるいは悪意ある戦略)に対する強い憤りが発露された。

その案の中には、金の価値の上昇を引き起こし得るものは何もなかった。なぜなら、金の追加量は全く必要とされなかっただろうからだ……だが、地金支払案に対して常に断 固とした反対を表明していたイングランド銀行は、直ちに正貨支払に対する諸々の準備 を開始した。イングランド銀行は、為替がこの国にとってきわめて有利になるようにその発行を調整したので、金は不断の流れとなってこの国に流入し、そして同行は流れ込んでくるものをすべて、1オンスあたり3ポンド17シリング10½ペンスで熱心に買い入れた。金に対する需要は、あらゆる商品の価値と比較して、金の価値をつり上げずにはおかなかった。……イングランド銀行の理事たちは、しばしば行なわれる贋造のために彼らに浴びせかけられた非難を口実にして、自分たちのやってきた方策を弁護した……しかしこの弁解は不体裁にも、1821年になって初めて鋳貨の発行による贋造防止の重要性を発見したイングランド銀行から出ているのである……(Works,N: 224-26.強調は佐藤)

トゥックは、このリカードウによるイングランド銀行の不用意な大量の金購入がデフレーションを敵化させたという批判に対して、イングランド銀行を擁護した。トゥックは「物価史」で、イングランド銀行による金準備の蓄積に先立って、市場利子率の下落によるイングランド銀行での手形割引の減少(イングランド銀行は割引率を引き下げなかった)、貿易黒字による大量の地金流入、という事態があったと主張する。

リカードウ氏が、イングランド銀行の理事たちを、彼らがピール氏の法案が通過した後に金を大量購入することによって通貨の価値を早まって、また不必要に高めたのは誤ったやり方だとして非難したとき、彼はこの事態を十分理解していたようには、私には思われない。彼の言い方から伝わってくるのは、理事たちが金を購入する努力をし、この特殊な目的のために銀行券の発行を意図的に削減して金に対する需要を創り出したという考え方である。だが、彼らは全く受身であって、彼らの業務の日常の例に従って行動しただけであり、彼らが金を購入したのは、単にそれが鋳造価格またはそれ以下で彼らのもとに持ってこられたからであり、また、金が輸入業者によって造幣局にもたらされてそこから鋳貨として直接流通界に投入されるか、あるいはイングランド銀行にその銀行券と交換に地金の形でもたらされるかは、通貨の量に関してはどちらでも同じであったというのが真相である。(Tooke, 1928, ii: 108 n. 強調は佐藤)%

だが、このトゥックの見解は、批判を浴びてきた。まず、グレゴリーは、復刻された 「物価史」への優れた序文の中で、トゥックは論点先取を行なっていると批判した。すなわち、イングランド銀行が巨額の金準備を保有したという事実に対して、これが意図的なものか、同行の慣行に従ったものかは問題ではない、とグレゴリーは言う。 巨額の金が蓄積された事実は残るのだから、実は同行が同行の「慣行」に従って「受身」であったこと自体が問われて然るべきだ、とグレゴリーは主張する。

… [イングランド銀行の] 理事たちはその慣習的な精神で行動することで正貨支払の過程を早め、それによって、あまりに急激な [通貨の] 増価のもたらす弊害を避けようとした [1819年の] 法律の精神と文面に違反した。実を言えば、1819年の支払再開は管理された金本位制の問題を含んでいたのであるが、トゥックはこの問題においては、懐疑論者の側にたっていた訳である。(Gregory、1928: 49. [] 内および強調は佐藤)

この、穏やかにリカードウを支持するグレゴリーの主張は、地金案が「管理された金本位制」であるという、私のこれまでの主張と同じ見解にたつと同時に、トゥックのそれに対する懐疑――トゥックは鋳貨という管理されざる通貨形態での現金支払再開を支持していた―を見抜いている点で、重要である。

ヴァイナーは、一層踏み込んでトゥックの主張を退けた。ヴァイナーによれば、デフレーションの責任に関しては、統計的事実⁵¹は、「概して、リカードウの批判に確証を与えるように見える」(Viner, 1937: 178)。さらに、イングランド銀行が何を考えたにしろ、「イングランド銀行による地金本位の放棄の方が、もっと確実に間違いだった」(Viner, 1937: 179)。その上、イングランド銀行は1819年2月から1822年8月にかけて、5ポンド未満の銀行券の流通をほとんど金貨と取り替えることによって740万ポンドから90万ポンドへと激減させた。「これもまた、明らかに間違いだった」(Viner, 1937: 181)。トゥックやイングランド銀行の理事たちは、同行の巨額の金蓄積を同行の受動性に訴えて弁明した。だが、イングランド銀行が割引の収縮と小額銀行券の回収とを行なわなければ、このように地金がイギリスに流入するはずがなかった。

イングランド銀行は、同行の擁護者たちが主張するような純粋に受動的な行為主体ではなくて、その割引率を一定に維持し⁵²、小額銀行券を正貨と取り替え、その公債保有高を減少させることによって、同行はデフレーションを助長しつつあったのだ。(Viner, 1937: 181-82)

リカードウは、現金支払再開が進行するにつれて、イングランド銀行のこれまでの「慣行」 に従えば、必要以上の信用収縮が生じるのではないかと懸念していた。リカードウは再開 にあたって、こう演説していた。

だが、忘れてはならないのは、イングランド銀行は用心深く臆病な機関だということであって、彼 [リカードウ] は、同行が通貨の必要額を手形割引によってしか供給する方法をもたないなら、公衆は通貨不足を被るのではないかと懸念する。(1819年 5 月24日、Works, V: 12. [] 内は佐藤)

実際、リカードウは事態が進行するにつれて、イングランド銀行に割引率の引き下げを勧告した。

市場利子率は1819年以来、常に5パーセンド以下であった。イングランド銀行が自行に提示された手形を一つの不変な利子率でではなく、市場利子率の変動に応じて変動する利子率で割り引くのは、商業関係者にとって大きな利益になるだろう。(1821年3月19日の演説、Works, V:97)

だが、既にトゥックの見解で確認したように、イングランド銀行は自らの「慣行」に従って、割引率を引き下げることはなかった。

第Ⅳ節 国立銀行設立案

Ⅳ.1 国立銀行の構想: リカードウの中央銀行論

リカードウによれば、流通は、完全な紙券流通でなくてはならない。これが実現されて初めて、「賢明な管理」によって、本位の価値にいかなる変化が生じても、少なくとも通貨価値(貨幣/金)の安定を図ることは可能だからだ。金の一部が流通に入り込めば、それだけ通貨の管理を困難にし、金の節約を困難にし、さらには金の生産条件やその他の(イングランド銀行による大量の金購入すらの!)外生的条件によって通貨は大きく変動を被ることになるだろう。リカードウの貨幣思想の発展は、このような思考の発展であり、それは地金案が生成した初期から首尾一貫していたのだ。だが、第皿節で見てきたように、既存のイングランド銀行にこのリカードウの構想を実現させるのは無理だった。イングランド銀行の戦略とリベラル・トーリーの政治学とに翻弄されて自らの地金案のなし崩し的放棄を目の当たりにしたリカードウは、今や、抜本的に新しい金融制度をあるべき社会の形成の中で実現させていこうとしたのだった。

第Ⅱ節で述べたように、国立銀行の構想は、既に1815年からリカードウの念頭にあり、それは「安定的な通貨」と「原理」との中で断片的に公にされていた。だが、その具体的な全容の一斑が明らかにされたのは、彼が死(1823)の直前まで書き、彼の死後に出版された、「国立銀行設立案」(1824)であった。その案は、諸銀行が制度的に分離できる異なる二つの機能を果たしているという、周知のように後の1844年のイングランド銀行特許法に結実したとされる言明から出発した。

イングランド銀行は、全く異なった、しかも相互に全く必然的関連のない、二つの異な

る銀行業務を営んでいる。すなわち同行は、金属通貨の代用物としての紙券通貨を発行する一方で、商人やその他の人々に、貸付という形で貨幣を前貸している。

これらの二つの銀行業務が全く必然的関連をもたないということは、次のことから明白に見えるだろう──すなわち、それらは、国の利益にも、そのような貸付から融資される商人たちの利益にも、少しの損失も与えることなく、二つの別個の機関によって運営できるかもしれないというのがそれである。(Works,Ⅳ: 276)

従って、既存のイングランド銀行とは全く別個の、紙券発行のみを行なう新たな国立銀行を設立することができるだろう。リカードウの見解では、紙幣発行のみを行なう銀行業務の国立化は、紙券発行に伴う利益をイングランド銀行から公衆に移すということ以外には、経済に何も変化をもたらさないだろう(Works,N: 277, 281-82)。既存のイングランド銀行は、私的一企業にふさわしく割引業務に徹するべきである。リカードウによれば、イングランド銀行の民間割引業務は、これまで過大評価されてきた。割引業務は安んじて、市場での業者間の競争に任せてよい。むしろ、発券業務を兼ねているイングランド銀行のような銀行が、政府に巨額の貸上げを行なっていることこそが問題なのだ(Works,N: 277-81)。そこでリカードウは、この国立銀行を管理する委員会の委員たちは、「議会の一院または両院の投票による以外にはその公的地位から動かされることのない」(Works,N: 282)身分を与えられ、内閣から独立させられるべきだと主張する。委員たちは政府に貸し上げる必要はない。政府は自分で資金調達をしなくてはならないのであって、国立銀行から借り入れることは許されない(Works,N: 283)。

この国立銀行に発券を集中させるために、イングランド銀行券のみならず、すべての地方銀行券の発行が禁止されねばならない(Works,N: 287, 292)。これによって、「賢明な通貨の管理」が可能になるだろう。国立銀行券は、地金案と同様、一覧払で地金もしくは鋳貨*で支払われる(Works,N: 293-94)。

さて、この最後のテクストによって、リカードウが「賢明な通貨の管理」で具体的に何を 構想していたのかが明らかとなる。それは、適切な通貨量を維持するための裁量的な有価 証券の売買だった。

万一ロンドンの流通界が過剰になれば、それは、ちょうど過剰が現在示されているように、地金の価格騰貴と外国為替の下落とによって示されるだろう。 救済策もまた、現在実施されているものと同じである。すなわち、紙券流通の縮小によってもたらされる流通の縮小がそれである。その縮小は、二つの方法で生じ得るだろう。 すなわち、市場に国庫証券を売りに出し、その代わりに得られる紙幣を償却するか、──あるいは紙券と引換えに金を与え、前の方法と同じくこれを償却し、金を輸出するかの、いずれかである。

(Works, IV: 296-97. 強調は佐藤)

いうまでもなく、この第一の方法は、中央銀行の裁量的な通貨政策に不可欠な公開市場操作である。このようなリカードウの主張は、既に久しい間、研究者たちによって注目されてきた。

リカードウは、イングランド銀行の商業割引業務の量は、通貨量の十分な調整者の役を つとめるにはあまりに小さ過ぎると見なしたので、彼は、イングランド銀行の保守的な 割引政策は、通貨が金属本位のもとで十分に高い水準で維持されるべきなら、通貨高を 増加させるために、同行が商業割引の増加以外の他の手段を用いることができるように しておくことを必要とすると主張した。彼は、金属本位のもとでは、中央銀行が自動的 な金移動を強化したり相殺したいと望むときにはいつでも、中央銀行は公開市場に依拠 するだろうことを当然のこととした。現金支払再開以後は、公開市場操作は、明らかに イングランド銀行による信用管理の主要手段となった。

(Viner, 1937: 258. 強調は佐藤. Cf. Mints, 1945: 45)

さらにウッドによれば、リカードウの国立銀行案は、1844年法とはある点で異なるのであって、それは、「その経営者たちは、金の価格が下落したときには証券を売る(金の価格が騰貴したときには証券を買う) 裁量を委ねられることになっていたことだ」(Wood, 1939: 111. 強調は佐藤)*。このように研究者たちは、リカードウが公開市場操作を通じて、裁量的な中央銀行政策を唱えていたことは久しく認めてきたのだ。そして近年、おそらく最も強力にリカードウによる中央銀行論の構想を主張するのは、アーノンである。

ひょっとして、「公開市場操作」は必ずしも「金融システムの裁量的管理」を含意するものではない、なぜなら、その目的はただ十分な金準備を確保することによって兌換性を守ることにあるからだ、と論じられるかもしれない。私の見解では、そのような操作はまさに、裁量的管理のすべての要素を含んでいる。銀行の経営者たちは、金市場あるいは為替相場における進展に反応し、政策を決定する際に自らの裁量を行使する。その上、彼らは、単に金の需給に反応するのではなく、マクロ経済的データに従って流通量に影響を及ぼすために、国庫証券市場への介入について決定を下さねばならないだろう。(Arnon, 1987: 277)

私は、アーノンの解釈は正しいと信ずる。リカードウの国立銀行案では、流通界には紙券 しか存在しないことを、ここでもう--度想起すべきである。そしてリカードウの、通貨が 現実に流通する大きさは、社会的総生産物の総価値が一定でも「信用の状態」によって異なるという見解もまた、この文脈で重要である。

仮に、商業増大か信用の逼迫かのいずれかの作用から流通の増大が必要とされるなら、イングランド銀行は地金の価格に全く影響を与えることなく、…同行の発行を増加させることができるでしょう。(1811年12月11日、ティアニ宛て、Works,N: 68.強調は佐藤)

貨幣の価値と諸支払の価値の額に変化がないとすれば、貨幣の必要量は貨幣を使用する際の節約の程度に左右されざるを得ない。……そこで、商人間において信頼が欠けていて、そのために彼らが信用による取引や、または、相手の小切手、約束手形さらに為替手形の受取を喜ばなくなるときには、紙券であれ金属貨幣であれより多くの貨幣が必要になる。(Works.IV: 58.強調は佐藤)

さらにリカードウは、1819年の現金支払再開委員会の証言で、「事業、資本、収入の額、必要な通貨の額が、相互に固定した比率または割合を必然的にもつに違いないとお考えですか?」という質問に対して、こう答えた。

決してそうは考えません。割合は貨幣の使用の節約に左右されるに違いなく、この使用の節約はまた、そのときの信用の状態に左右されるに違いないと思います。(Works, V:420. 強調は佐藤)

このように初期から一貫しているリカードウの捉え方は、流通貨幣量の多寡は、商品価格と流通貨幣量の変化とを追うだけでは決定できない、なぜなら「信用の状態」によって経済に必要な貨幣量は左右されるからだ、ということだ。だから、仮に国立銀行が完全な紙券流通を実現すれば、通貨当局は商品価格と流通貨幣量とを機械的に追うだけでは實務を果たせないだろう。なぜなら、市場に金属が出回る唯一の行き先である地金輸出入業者たちの動きから事後的に地金の流出入を知った後では、すべてが遅過ぎる可能性があるからだ。だから、通貨当局には、マクロ経済的データと「信用の状態」とをにらみながら、商品価格と流通貨幣量とに機械的に対応するのではない事前的な裁量的管理が求められるだろう。それゆえ、リカードウの国立銀行案では、兌換性の防御のみならず、裁量的に流通量を管理することこそが重要だったのだ。

のみ、このような証券の一部を売却することが必要となるだろう。……2500万の紙幣が発行されるだろう。この額は、国全体の流通としては多過ぎるものではないだろうが、しかし方一そうであるなら、その過剰分は、金貨と交換されるか、あるいは委員たちが手持ちの国庫証券の一部を売却するだろうから、それゆえ紙券流通の額は減少するだろう。(Works.IV: 284, 290.強調は佐藤)

この引用文から十分に明確なように、リカードウには、まず準備金に合わせて紙幣発行量を機械的に調整したり、商品価格と流通貨幣量との比例性を重視してルール的に発行するといった発想は、全くない。

さらに、リカードウの国立銀行案での裁量的管理を確認するために、銀行準備の問題に触れておこう。私はこれまで、リカードウの地金案が機械的な100パーセント準備では全くなかったこと、それが逆に、後に銀行学派の批判を浴びたことを見てきた。「国立銀行案」では24パーセントの準備率が示唆された。

ここで提案された試案では…仮に紙幣の流通額が2500万、政府預金が400万だとすれば、この二つをあわせて2900万となる。そこで、この総額に対する利子が節約されるだろう。ただしそこから、たぶん金貨および金地金の形で積立金として保持しておくことが必要だと思われる600万を除く。それゆえ、この分が不生産的なものとなるだろう。(Works, IV: 296)

中央銀行による裁量的な通貨管理には、一部準備制が不可欠であり、まさにリカードウは、この国立銀行案でそれを当然のこととしていたのであった。それゆえ、後の通貨学派とリカードウとの重要な違いが、ここで再び明らかになる。通貨学派の機械的な通貨調整には100パーセント準備の発想が必要だからである%。グレゴリーは、おそらくは私が今引用した部分を念頭においてであろう、こう述べた。

[通貨学派に従い] 仮に部局の分離の必要が認められた場合ですら、だからといって発行部に100パーセントの金準備がなければならないということにはならない。(例えば、リカードウの本来の提案 [国立銀行設立案?] ではわずか20パーセントの準備が示唆されたのみであった。)(Gregory, 1928: 70. [] 内は佐藤)

Ⅳ. 2 金融政策と議会の至上権: リカードウの政治学

前項での私の検討は、セイヤーズによる「彼[リカードウ]は、イギリスの通貨制度に その特有の形態を与え、中央銀行業の発展を深刻に遅らせた、1844年のイングランド銀行 特許法の責任を共有しなくてはならない」(Sayers, 1953: 95. [] 内は佐藤)という主張を、根本的に否定するものだ。そして私の検討はまた、「…リカードウは [『国立銀行案』で]、貨幣と信用とに対する見えざる手のメカニズムの拒否と、基本的に中央銀行理論の採用との、双方に基づいた諸見解の首尾一貫した統合へと進みつつあったのだ」(Arnon, 1987: 279. [] 内は佐藤)という見解を、強く支持する。

だが、たとえ以上が経済合理的には許される解釈だとしても、このような国立銀行は、 当時の社会の中でどのようにして存立可能だというのか。

裁量的な金融政策を行なう通貨当局は、リカードウにとっては私的一企業に過ぎなかったイングランド銀行では不適格であったのは、いうまでもない。トーリー政権下で時の権力者と結びついたイングランド銀行には、「説明責任(accountability)」をもつ必然性は全くなかった。クラバムは、当時のイングランド銀行の情報秘匿を率直に認める。「イングランド銀行がヴァンシタトに語ったこととヴァンシタトが議会に語ったこと以外は、議員が理事でない限り、正確な情報をもっている議員はいなかった。」(Clapham、1944,ii: 65)。それゆえ、リカードウが『安定的な通貨』で、イングランド銀行の「公開性(publicity)」(Works、 \mathbb{N} : 114)の観点からイングランド銀行に対する疑問を公衆に呼びかけたのには根拠があった。

それでは、リカードウによる国立銀行案は、国立銀行自体の規制と規律をどのように考えていたのか。なるほどリカードウは、この国立銀行を管理する委員会について、既に見てきたように、1815年のマルサスへの書簡では「一切の内閣の支配から独立した…委員会」、『安定的な通貨』では「議会に対してのみ責任をもつ委員会」、『原理』では「開明的な立法府をもつ自由国家では…その委員たちを大臣の統制から全く独立させることができる」と、いささか断定的に述べていただけのように見える。それゆえ「議会に対するこの信頼はやや楽観的すぎる」(益永、1997: 81) という評価が出るのもゆえなしとはしない。

だが、ミルゲイト=スティムスンが主張するように(Milgate and Stimson,1991: 70-2)が、リカードウの国立銀行案は、来るべき民主主義社会を実現するためのリカードウの議会改革運動と密接不可分である。いや、それを抜きにしては理解できない。「国立銀行設立案」では、裁量的な政策を行なう主体がリカードウのラディカルな民主主義論に組み込まれたのだ。私が「リカードウのラディカルな民主主義論」と呼ぶものは、ミルゲイト=スティムスン(Milgate and Stimson, 1991)がその全著をあげて証明しようとしたように――そしてそれは概ね成功した――、完全な普通選挙に至るまでの段階的戦略、三年ごとの議員選挙、無記名投票による、リカードウによるイギリス議会の根本的改革論を指している。そして、リカードウのこのような来るべき民主主義社会に向けての構想は、彼の深い経済分析によってもたらされた、経済によって規定される社会の存立基盤の解明と密接不可分であったのだ。

リカードウの国立銀行案の根本は、イングランド銀行および地方諸銀行から完全に紙幣 発行権を取り上げ、議会にのみ資任を負い政府に任命権はあっても解任権はない、 財政当 局から完全に独立した委員たちによって裁量的な金融政策が行なわれるべきだ、という点 にある。そして,政策上取得された利潤はすべて国庫に収めなくてはならず,この銀行の ー切の運営内容は下院によって吟味を受けなくてはならない。 さてリカードウは、この ような委員会の存立可能性を、「原理」に至るまで常に、専断的な (arbitrary) 国家に対す る自由な(free)国家での可能性として論じていた。「…公衆は、他の諸国によって与えら れる経験から [紙券発行] 権が政府に委ねられることを当然に厳重に警戒して見張るだろ うけれども、しかしおそらく、自由の国においては、閣僚たちの支配から全く独立に国家 に対して大きな利益をもたらす方法を発見できるものと、考えるだろうし(『安定的な通貨』。 Works,N: 114. [] 内および強調は佐藤)⁹⁹。さらに【原理】においては明確に、「専断的 な政府のもとでは、[紙券発行権が濫用されるという] この反論は大いに有力であろうが、 しかし、開明的な立法府をもつ自由な国家 | (Works, I: 362. [] 内および強調は佐藤) のもとでは、国立銀行の設立は可能だと述べたのである。ところで私たちは、リカードウ が1818年に(Sraffa's Notes, Works, V: 491-92)二つの議会改革に関する論説を書いたこ とを知っている。そしてその一つ、『議会改革に関する所見』が、「自由だと呼ばれる諸国 の政府と専断的と呼ばれる諸国の政府 | (Works, V: 495) との対比から始まることを想起 してもらいたい。リカードウはこの論説で、当時のイギリスの議会政治のあり方が本来の 自由な国家からは程遠いものであることを告発したのだ。

…イギリスは専制的と呼ばれる諸国と比べて善き統治をもつと自慢するには及ばないだろう… [イギリスの現在の] 下院がどんな濫用に対する改革も認めるのを拒否すること、人民のどんな平易な確信にも反して、現状のように構成されている下院が人民に善き統治の利益を与えるのに最も適していると下院が主張すること、そして権力を完全に握っている人々、すなわち国王と彼の統治を支持するように買収されている寡頭政の利害と人民の利害とが相反するときには常に人民の利害が配慮されていないばかりでなく、配慮されるはずもないことが証明されているのに、人民の最大の利害が配慮されていると下院が相変わらず主張していることには、我慢ならない。(Works, V: 496, 503. [] 内は佐藤)

このような「自由VS.専断」の対置法が、「原理」でも議会改革論でも(この両者は時期的に離れている訳ではない)使用されているのに、それぞれが別の意味をもたせられているとは、考えられないことである。

リカードウは現金支払再開問題を、最初から、「イングランド銀行と閣僚たちの問題とは

考えないで、…むしろ、閣僚たちおよびイングランド銀行という一方の側と、国家というもう一方の側との問題として、考えた」(Works, V: 9-10)。だから、国立銀行が設立されれば、それは、議会と人民との問題になるだろう。

流通銀行券の額、月ごとの金銀の価格、委員たちが前の報告以後に売買した政府証券の額と種類、これらに関する明細書は、年四回、国庫財政委員に提出させるようにし、これら委員に、議会開催中なら一週間以内、議会が休会中なら会期の開始後一週間以内に、下院にこのような明細書の写しを送らせるべきである。(『国立銀行設立案』の草稿、Works、N: 291 n. 5. 強調は佐藤)

リカードウが構想した金融当局の議会による徹底した統制は、リカードウの時代において も現在においても,瞠目すべきものである。仮に,リカードウの議会改革案が実現してい れば、ミルゲイト=スティムスンが主張するように、「…リカードウは、金融政策の運営に 対する究極的な抑止力に全く新しい考えを導入ししたのであり、「政治に直接的に公衆を巻 き込むというし彼の国立銀行案は、「統治上の職業的な専門知識への伝統的なペンサム主義 的信頼 L. J. S. ミル流の「政策立案ではエリートに…最高位を与えつつ、人民には単にエリー トの中からの選択のみを委任するといったより近代的な民主主義理論」とは鋭い対立を示 すのであって、下院での平等な代表同士の議論を通じて、リカードウは、「金融政策の運営 を政治的な闘争の場の内部にきちんと位置づけようと | したのだ(Milgate and Stimson. 1991: 70-1)。このようなリカードウの金融制度論は、今日の「民主主義社会」ですら、実 現していない。だが、リカードウの金融分析はそれを要求した。社会が発展し経済の規模 が大きくなるにつれて、安定的な通貨とそれを支える安定的な金融システムとを実現する ためには,国立銀行の設立が不可避であるというのが,リカードウの結論だ。しかし,こ の国立銀行は「自由な国家」においてのみ、十全に存在可能なのである。それゆえ、リカー ドウの金融分析は、政治学を要求するのだ。リカードウは『国立銀行設立案』の執筆と同 時期に,次の目標を掲げた。だが,私たちの社会ですら,残念ながらリカードウの理想に 依然として追いついていない。

国民の不満の唯一の救済策は、下院における人民の完全で、公正で、自由かつ平等な代表制度。(1823年5月23日、「ウェストミンスタ選挙改革晩餐会」、Works, V: 484)

Ⅳ. 3 エピローグ: ジェイムズ・ミルとマカロックによる国立銀行設立案評価

リカードウの国立銀行案が、リカードウの時代においても現代においても、斬新でラディカルなものであったとすれば、それは彼の後継者たちによってあらかじめ否定される運命

にあったのだ。それは、リカードウの直接の「弟子」であるジェイムズ・ミルとマカロックとによって、典型的に示された。

ジェイムズ・ミルは、第II節で見たようにリカードウの「安定的な通貨」の形成に深く関わったし、また遺稿「国立銀行設立案」が出版される際には、「語法の変化に言及した…8つの修正」(Sraffa's Notes, Works, IV: 274)をすら行なった。それゆえ、ミルが「経済学綱要」において国立銀行に言及した際には、リカードウの経済分析のいかほどかを継承して然るべきだと期待してもおかしくないはずだ。ミルは言う。

銀行券の発行は、その運営が政府に適している少数の事業のうちの一つである。それは、厳密な日常の決まり仕事(a strict routine)に還元できるような、また少数の明確かつ限定的な諸原則(clear and definite rules)の範囲内に収まる、事業だからである。……さまざまな国々の人民が苦しんできた国民的破産や、政府紙券の支払拒否といった事例は、すべて、多数者が少数者によって略奪されてきた事例であった。全体としての人民が、全体としての人民によってその基金が提供される支払を受けるべき場合には、支払不能による彼らの損失について語るのは、ばかげたことだろう。(Mill、1821: 113-14.強調は原文大文字)

ミルの国立銀行案は、奇妙なことに、この引用文から知られるとおりリカードウではなくてスミスに由来しているのは明白だ。しかも、スミスの合本会社論にである。すなわちスミスは、保険業、河川業、給水事業とならんで、銀行業は合本会社に適していると述べたが、それは、これらの事業が'routine'、'strict rules'、'strict rule and method'に従うからであった(WN V.i.e. 32-35)。それゆえ、これはリカードウの国立銀行案とは全く無縁の論拠である。このパラグラフは、ミルがリカードウの「国立銀行案」を既に十分に知った後の「綱要」第三版でもそのまま修正されずに残されただけに(Mill、1826: 155-56. 訳136頁)、ミルに対する疑問はつのる。さらに、上の引用文から知られるとおり、ミルは国立銀行(それゆえイングランド銀行)問題を、「少数者による多数者の略奪」テーゼで捉えていたことは明らかだ™。なるほど、このような捉え方は、1832年の選挙法改正法案の制定をめぐる「革命の技術」の戦略の対象としてのイングランド銀行の位置づけには適うことにはなったろう(Hamburger、1963: 102-11)。だがそれは、金融政策の統制を議会制民主主義の内部に位置づけようとするリカードウの方向とは、異なるものだった。リカードウの経済学と政治学とは、結局、ミルによって理解されることも発展させられることもなかったのである。

マカロックは、リカードウやミルのように、イングランド銀行を根本から否定しようと思ったことは一度もなかった。そしてそれは、何事につけても既存の諸制度の安定に重き

をおいたマカロック (Cf. 高島, 1973: 37-42) には、ふさわしいことではある。それどころかマカロックは、「イングランド銀行の歴史的素描」において、リカードウの国立銀行案を全面的に批判した。

国立銀行案を提唱したリカードウ氏は、彼が同行の経営陣を大蔵省から独立させる工夫をふと見つけたと得意がっていたように見える! これは、リカードウ氏が正当にも、ピット氏が減債基金をどんな緊急時でも強奪されることから守るだろう計画案を偶然見つけたと想像しているのを嘲笑しているだけに、一層奇妙である。だが確かに、減債基金を差し迫った都合のために犠牲にするのを防ぐのは、国立銀行を大蔵省の目的に追随させるのを防ぐのと、少なくとも同じくらいは容易な作業であった。そして、ピット氏が前者の不可侵性を保証しようという彼の試みにおいて失敗したとすれば、……後者の独立性を保障しようとする努力にはもっとよい成功が伴うというどんな見込みがあるというのか? (McCulloch, 1831: 64)

1833年のイングランド銀行の特許状の更新が迫っていた時期に書かれたこのパンフレットには、マカロックによる率直なイングランド銀行擁護論が見られるだけではない。この時期には、経済学クラブの会合でしばしば金融システムのあり方が議論になっていたが、クラブの中にはマカロックがイングランド銀行に雇われているのではないかと疑うようになった者もいたのだ(O'Brien, 1970: 38-9)⁸²。マカロックにイングランド銀行との何らかの繋がりがあったのは間違いない。特許状の更新の直前にはもっとあからさまだった。この時期に彼が書いた論文⁴³に関しては、マカロックが政府の見解をイングランド銀行総裁に逐次報告していたことが知られている。この当局との合議に関しては、「歴史的素描」以来の風評があったのでマカロックは神経質に友人に書き送った。「私が今述べたこと [イングランド銀行総裁との合議]については、たとえどんな人にも一言も漏らさないように─仮にそれが漏れれば、それは私を台無しにするでしょう…」(cited in O'Brien, 1970: 39. []内は佐藤)。それゆえ、マカロックには、当時のイギリスにおける不安定な通貨とそれを支える制度的要因としてのイングランド銀行に対するリカードウの告発の、一片たりとも見出すことはできない。

リカードウの【国立銀行設立案】は1838年に後に下院議員になった弟のサムスン・リカードウによって復刊されたし(Sraffa's Notes, Works, IV: 273), また、リカードウの死後にさまざまな国立銀行案が種々の人々によって提唱されもした(西沢、1994: 117-27)。だが、それらは分析の深みにおいてもその射程においてもリカードウのものにはとうてい及ばない。こうして、古典派経済学における十全な中央銀行論の発展は、リカードウの死によってその可能性が閉ざされてしまった。おそらくはリカードウの唯一の罪は、「あまりに早世」

(Arnon, 1987: 280) だったことだ。それゆえ、彼が提示した諸々の可能性は、今日ですら再び見出されるのを待ち続けているのである。

第V節 おわりに

私は本稿の予備的作業として、理論、方法、思想史をめぐる諸問題をあらかじめ俯瞰し ておいた。そこで語られたいくつかの問題点を想起して欲しい。リカードウの通貨と金融 政策との理論に対して,単純な貨幣数量説や「リカードウ的悪弊」を当然のことと受け止 める論者たちは、ほぼ例外なくリカードウの貨幣理論と、彼の地金案および国立銀行案と を,繋げ損なっている。彼らは一般に,リカードウの1809-11年の最初期のパンフレット と、『原理』の中に見られる断片的な記述とから、リカードウの通貨と金融政策の理論と称 するものを作り上げてきた。私は、これを大きな誤りだと見なす。リカードウの経済学の すべては、理論分析によって因果関係を明確にし、それによって与えられた方向を現実の 中で段階を踏まえて実現させるという方法に依拠している。それは、価値と分配、成長、 貨幣のすべての領域に共通したリカードウ的方法(「リカードウ的美徳」)である。だから、 リカードウが実際に何をどのように政策提言したのかを詳細に吟味してみて、それが論者 があらかじめ取り出したリカードウの「理論=因果関係」像に適合しないことが判明した 場合には、論者が前提したリカードウの「理論」解釈は間違っているのである。なぜなら、 理論と政策との全構造において、リカードウほど首尾一貫した古典派経済学者はいないか らである。私は本稿で、私なりにリカードウの理論=因果関係と政策手段=地金案とを首 尾一貫させる努力をしてきたつもりである。そしてそこで得られたリカードウ像は,単純 な貨幣数量説論者でもなければ「リカードウ的悪弊」に染まった性急な政策提言者でもな かった。今の私には、本稿で展開されたもの以外に、彼の貨幣理論と、彼が実際に提言し た地金案および国立銀行案とを繋げる術を、考えることはできない。

わが国においても欧米においても、リカードウの貨幣理論の単純化された像が形成されてきたのは、特に1950年代以後のことであるように思われる。それ以前には、リカードウの諸々の理論に対しておよそ好意的であるとは絶対に見なせないフォックスウェルですら、リカードウの貨幣理論に対しては、「仮にイングランド銀行がアレグザンダー・ベアリングとリカードウの通貨案に対してもっと好意ある考慮を与えていたなら、多くの重大な通貨上の問題は、我々の時代にはなくなっていたかもしれない」(Foxwell、1909: xxii. 訳498頁)という評価を与えていたし、信用の「賢明な管理」を唱えたリカードウが、通貨学派が回避しようとし銀行学派が不明なままにした、中央銀行による「ある程度裁量的な通貨管理」(Mints、1945: 57-8、100)を実現しようとしていたのは当然のこととされていた。だが今

日、ホランダーとともに、リカードウは信用の管理を強調し(本稿の予備的作業で引用したヒックスの見解とは正反対に)中央銀行による「介入を許容する上でリカードウは J. S. ミルよりも一層柔軟であった」(Hollander、1987: 297. 訳373頁)と主張するのは、少々勇気が要るだろう。明らかに、この50年の間にリカードウに対する論調の大きな変化があった。その背後には、もちろんケインズ主義の台頭があっただろう。あるいはケインズ主義の台頭とともに、国際収支のマネタリー・アプローチの主唱者の一人が主張するように、閉鎖経済モデルの主流化が古典派貨幣理論の諸側面を曇らせてきた面もあるだろう(Frenkel、1976: 46-7)。だが、その後のマネタリズムの台頭による数量説の復権、極端な内生的貨幣理論やフリー・バンキング学派やの台頭、は1950年前後を境にして出来した安定的な貨幣理論やフリー・バンキング学派やの台頭、は1950年前後を境にして出来した安定的な貨幣理論は全面的に再検討されて然るべき時期を迎えているといってよいだろう。

さらに、リカードウの経済学を考えるにあたっては、私が予備的作業で強調したように、彼の思想を正確に捉えながらその全体像を復元する試みがなされねばならない。なるほど、D. ステュアート以来の「スコットランド」的伝統に立つマカロックは、経済学は政治学とは別個のものであり、いかなる統治形態にも等しく知見をもたらし得る「科学」であることを強調した(Winch, 1983: 68-9, 88-9)。これは文脈によっては直ちに思想的な日和見を促す(マカロックがまさにそうだったように)便宜主義に堕すだろう。だが、このような一部の「リカーディアンたち」によって作られた像を、リカードウに被せてはならない。リカードウは、決して経済を政治から切り離すことはなかった。彼の思想はすべて、社会は経済によって規定されるという根本認識に基づいていた。それゆえ、経済分析は、直ちに社会の現状認識には跳ね返らざるを得なかった。そしてそこで得られた彼の政治学は、真剣に検討されるに十分値するものだったのである。

要約しよう。リカードウの貨幣理論は単純な数量説とは解釈できないものだった。彼の金融政策論は、後の通貨学派やピールやが目指したルールに基づく通貨規制とは全く異なっていた。また、その基礎にあった地金案は、具体的な本位に基づいた明確な通貨(および信用)の量的管理の必要性の強調を伴っていた点で、後の銀行学派よりも優れていた。その過程で、リカードウは、古典派経済学の枠組みの中で中央銀行論の初めて十全な展開を示し始めていた。そしてその構想の実現には、彼が並行して推し進めていた社会改革運動すなわち議会改革運動が不可欠であった。

私は確かに、リカードウの豊穣な貨幣理論のごくごく一部を再検討に付しただけである。 それゆえ彼の貨幣理論は、今日、さらに一層真剣に研究される必要があるだろう。

(さとう ゆうじ 富山国際大学人文学部専任講師)

付録:1810-1830年の物価水準とイングランド銀行の活動

年 度	物価水準	前貸総額	銀行券流通額	預 金	地 金	準備率
	(1790=100)	単位:100万ポンド				%
1810	176	35.7	22.9	13.1	3.4	9.4
1811	158	33.9	23.4	11.3	3.3	9.5
1812	163	36.4	23.2	11.8	3.1	8.9
1813	185	38.5	24.0	11.3	2.8	7.9
1814	198	42.9	26.6	13.7	2.2	5.5
1815	166	4 2.5	27.3	12.2	2.7	6.8
1816	135	34.6	26.9	12.2	6.1	15.6
1817	143	27.0	28.5	10.0	10.7	27.8
1818	150	29.0	27.0	8.0	8.3	23.7
1819	136	27.2	25.2	6.4	3.9	12.3
1820	124	22.2	23.9	4.3	6.6	23.4
1821	117	18.0	22.2	5.7	11.6	41.6
1822	114	17.1	18.1	5.6	10.6	44.7
1823	113	16.0	18.8	7.5	13.6	51.7
1824	106	14.8	19.9	10.0	12.8	42.8
1825	118	17.9	20.1	8.3	16.2	57.0
1826	103	17.6	23.6	7.1	4.7	15.3
1827	101	12.0	22.3	8.5	10.4	33.8
1828	97	10.8	21.7	9.7	10.4	33.1
1829	94	11.2	19.7	9.3	6.8	23.4
1830	93	10.6	20.8	11.2	10.2	31.9

(出典) Viner, 1937: 179.

- 1 Ricardo (1951-73) からの引用は、Worksと略記し、原書の巻数をローマ数字で記し頁数を併記する。また、Smith (1976)からの引用はグラスゴウ版スミス全集で採用されている編・章・節・パラグラフ記号に従うが、これにより引用の当該箇所の確認は容易であるので、邦訳頁は併記しない。引用にあたっては、行論の都合上、必ずしも邦訳に従わなかった場合がある。なお本稿を通じて、その他の邦訳のある外国語文献の引用にあたっては、邦訳に原書頁が併記されている場合は邦訳頁を併記する煩を避けた。
- 2 剰余アプローチについての優れた手引きはGaregnani (1984) を見よ。
- 3 いずれのアプローチを採るにしても、もはやリカードウの価値と分配の理論を経済分析の歴史における「迂回」(Schumpeter, 1954: 474, 560, 568) と見なすことは許されない。
- 4 わが国の近年におけるこの図式の興味深い再述として、野口(1993: 102-5)を見よ。
- 5 次の古典的な注釈を見よ。「…貨幣思想と金融政策との双方に対する彼 [リカードウ] の影響力はあれほど強力になるのが運命づけられていたので、彼がこの単純な数量説を採ったのは大惨事だった…。」 (Sayers, 1953: 79. [] 内は佐藤)
- 6 例えば、「リカードウは、いつものように長期均衡の連続的期間に焦点を合わせつつ、デフレーションの損害を否定し、物価騰貴の刺激効果を否定し…穀物価格の変化ないし賃金変化のみが利潤に影響を及ばし得ることを示すために、自らの穀物モデルに訴えた。彼はまた、[インフレによる強制] 貯蓄のいかなる増加もその再分配によって損害を受ける人々の貯蓄の減少によって相殺されるだろうと主張したし、それに伴う交換的正義の侵害を力説した。」(O'Brien, 1975: 164. [] 内は佐藤)
- 7 古典的には、「リカードウは、経済過程の即時的で移行的な局面に関しては、その連続的諸段階を通じて詳細にそれを跡づけるほどには、まずめったに関心をもつことはできなかったし、彼はしばしば自らの分析を最終的な諸結果に限定し、中間的な諸段階の存在には言及せずに通り過ぎるか、それを否定しさえするかの、いずれかだった。」(Viner, 1937: 139-40)
- 8 私は、マルクッツォ=ロッセッリの解釈はリカードウの実際の主張に大きな斉合性を与えるものだと思う。彼女たちによれば、リカードウにおいて、貨幣価値が諸商品の価格に影響を及ぼすのは、貨幣/金の比率を通じてなのであり、金/諸商品の比率を通じてではない。彼女たちはこの関係を次の簡潔な定式で示す(Marcuzzo and Rosselli, 1991: 41; idem, 1994: 1254)。

貨幣は交換方程式におけるように、ストックとして諸商品に直接に対峙するのではない。この右辺の 第二項(金/諸商品)は、実物的要因によって決定される―それゆえ金は金融システムにとって外生 的に与えられる―のに対して、第一項(貨幣/金)は諸銀行の操作に左右される―それゆえ金融シス テムにとって内生的―貨幣的要因として現れるだろう。Cf. Deleplace (1996: 309). これは、理論的 に重要な問題提起であるばかりでなく、以下の本論で示されるように、リカードウの実際の政策提言を解釈する上でも、その含意は甚大である。なお、彼女たちの解釈の丁寧な紹介として、千賀(1996: 74-6)を見よ。

9 Cf. Schumpeter, 1954: 472-73, 541, 618, 653 n.20, 668. シュンペーターはリカードウの貨幣論についてこう論評する。「……般理論上の問題と同じように貨幣理論上の問題においても、リカードウの教えは迂回であって…仮にソーントンが主導していたなら――仮にリカードウの力がソーントンの洞察を打ち負かしていなければ――はるかに速やかで円滑になり得たはずの分析の進歩を、遅延させた…。」 (ibid., p. 704n.13)

- 10 Pasinetti, 1974: 43-5, esp., 45n.30. 訳48-51, 186 頁注30.
- 11「ベンサムを別にすれば、リカードウが彼[ミル]の愛した唯一の人間であった。だがリカードウは、彼にとってはもう一人の偉大な人間であったのであり、弟子というかベンサムの理念を普及するための手先を超えた、師であった。」(Halévy, 1928: 308. [] 内は佐藤)
- 12 例えば、ハンバーガーの重要な研究(Hamburger, 1965: 7-8), 同じ趣旨の極端な見解 (Hutchison, 1978: 34-9.訳40-47) を見よ。
- 13 これ以降, この論争は, 通例はヴァイナー (Viner, 1937: chs. 3, 4) に従って, 1810-11年のインフレ的局面と1816年以後のデフレ的局面とに分けられる。

14 リカードウがここで貨幣量と商品価格の比例性を否定していることに注意せよ。数量説的リカードウ解釈に反対してマルクッツォ=ロッセッリは言う。「リカードウの中に見出すことのできる唯一の比例性の要素は、貨幣量と金の価格との間のそれである。なぜなら、貨幣量の自然的水準を超えたいかなる増加も、金タームでのその購買力の正確に等しい下落をもたらすからだ。実際、公定価格と比べた金価格の購賃は、金価格を公定価格に戻すのに必要な貨幣量の削減を評価するために、常にリカードウによって使われている…」(Marcuzzo and Rosselli, 1994: 1257; idem, 1991: 62)。金の価格に対してのみ妥当する「数量説」! 実際、この本位に関連した通貨の管理が後のリカードウの現金支払再開案の骨子になる。

15 Hollander (1979: 488-89.訳668-69頁) を見よ。また、「地金報告」が2年後の再開を勧告していたことを想起せよ。Cannan (1925: 69-72.訳104-7).

16 リカードウは、このように銀本位に基づく最初の地金業をハンブルクの預金銀行になぞらえたが、この地金案の特徴は、1819年の議会の現金支払再開委員会で、リカードウの地金案を支持したA. ベアリングに適切に捉えられた。「問題の [リカードウの] 本案は、事実上、ハンブルク銀行の案に他ならず、帳簿債務の振替の代わりに紙券通貨をおきかえたに過ぎません。そしてハンブルク銀行は長い経験から、価値の本位を維持する最善の機関であるといつも認められております。」(Works, V: 358. [一]内は佐藤)

17 「もし私がもう一度 『レヴュー』に書くようなことがあれば、あなたの案について、それにふさわ しいと思う称賛をもって、間違いなく言及しましょう。」(1811年 7 月26日マルサスからの手紙、 Works, VI: 41)

18 真正手形学説の種々の理論的側面については、佐藤(1999)を見よ。

19 時に次のように主張されることがある。「リカードウの分析と対比すれば、支払制限期間中の銀行券発行の相対的安定性は、正常な状況下での健全な一絶対確実ではないにしる――政策手段としての真正手形学説に関する明白な弁護論を立証した」(Green, 1992: 153)。だが、真正手形学説から予期されるほどイングランド銀行券は常に膨張していた訳ではないとすれば、それは、真正手形学説を唱える同行理事たちとは裏腹に、割引委員会などの同行の内部組織の中には、もっと健全な手段を模索し、地金主義を決して完全に放棄していた訳ではなかった部分があったからだった(Duffy, 1982: 73-81)。20 1815年8月23日および10月10日のミルからの書簡(Works, VI: 253, 309)を見よ。

21 「そして私は、経済学の最も明白な原理についてさえも無知であるという点で悪評の高い商人たちの会社に、わが社会の大部分の人々の財産の価値を意のままに規制するのを許してきたために我々が長く被ってきた欺瞞が、驚きの目で回顧される日は、そう遠くないと確信している。」(Works, II: 133)

22 この側面は、千賀 (1993: 54-8) に詳しく述べられている。

23 だから、これは「経済学および課税の原理」で探求されている不変の価値尺度の条件よりも、弱い命題である。この経験的な絶対価値の不変性という弱い命題は、既に「地金の高価格」において提示されていた(Works, I: 65 n.)が、「原理」の外国貿易論でも繰り返された(Works, I: 149)。私は、この弱い命題と、価値論の彫琢に伴って発展した相対価格体系を不変に保ち諸商品の絶対価値を測る不変の価値尺度命題とを区別することが重要だと思う。こうして初めて、初期の諸論考から「国立銀行設立案」に至るまでのリカードウの貨幣理論の発展を追うことが可能になるからである。
Cf. Marcuzzo and Rosselli(1991: 49-50, 64). そしてリカードウは、この弱い命題に基づいて、貨幣本位としてふさわしい金属を、「地金の高価格」第四版付録では銀であるというほんの示唆を与え(Works, II: 127)、「経済的で安定的な通貨」では明示的に銀を選択し(Works, IV: 63, 67n.)、1819年の現金支払再開委員会での証言(Works, V: 390-91, 427)以後は金を選択するという変遷をたどったが、これは貨幣本位の次元の問題である。

24 Arnon (1987: 275). この優れた論文が、おそらくはリカードウの『国立銀行設立案』とそれ以前との間に切断を強調し過ぎる嫌いがあるとすれば、それは彼の、スミス=真正手形主義=銀行業のレッセ・フェールという図式が強過ぎるのも一因だろう。確かにリカードウは、その生前の著作では、スミスの貨幣理論を根本的に批判したことはなかったからだ。だが、スミスが真正手形論者でもなければ反中央銀行的でもなかった点については、佐藤 (1999) を見よ。.

25 ここでもリカードウは、「賢明な管理」に言及した(Works,N: 74)。「…イングランド銀行は、徽 税と公債操作とからもたらされる金融市場における季節変動を相殺するために、同行の民間割引を調整した。リカードウは、「経済的で安定的な通貨」において、その問題に公衆の注意を喚起した最初の 人物であったように思われる。イングランド銀行は、税の支払期日がくる数日前に公債所有者に配当

支払証書を交付すべきであり、公債支払証書は税の支払として受け取られるべきであるというリカードウの示唆に基づいて、イングランド銀行が何らかの行動をとったという証拠は、全くない。イングランド銀行が金融市場におけるこれらの変動を除去する必要を公式に認めた最初の記録は、1829年であった。」(Fetter, 1965: 79)

26 私は、フェッターが、リカードウが『経済的で安定的な通貨』において、「銀行券発行権はイングランド銀行と地方銀行とから取り上げられて政府機関に与えられるべきだ、と示唆した』(Fetter, 1965: 109-10) と述べたのは、正しいと思う。

27 リカードウは、『公債制度論』(1820) でこのようなヴァンシタトの操作を痛烈に批判した(Works, IV:158-67, 193-200)。また1823年 2 月28日の議会演説も見よ(Works, V: 262-65)。

28 「ほとんどのウィッグは,事業や取引を混乱させることなくプリテンに [支払] 再開を可能にさせたかもしれない平価切下げという観念には,依然として嫌悪感を抱いていた。だがウィッグは,道徳を説いていたくせに,国のジレンマを党利に利用したいと考えた。」(Hilton, 1977: 40. [] 内は佐藤)

29 A Letter to the Right Hon. Robert Peel, M. P. for the University of Oxford, on the Pernicious Effects of a Variable Standard of Value, especially as it regards the Condition of the Lower Orders and the Poor Laws. By One of his Constituents. (1819)

30 リカードウは1819年 2月20日に護員に選出され、26日に議席についた(Works, V: xviii)。 両院の支払再開委員会でのリカードウの証言は、3月4、19、24、26日に行なわれた。

31 リカードウがこのように証言(Cf. Works, V: 379)で、イングランド銀行に鋳貨もしくは地金での支払の選択権を与えると勧告したのは、地金支払の方が当然に有利なので、イングランド銀行は鋳貨での支払を行なうはずがない、と考えていたからである(Sraffa's Notes, Works, V: 357)。だが、後に見るように、イングランド銀行はこの合理的期待を裏切った。

32 ただし、末尾に以下の一文をつけて。「これは1820年に書かれた」(Malthus, 1989,ii: 280)。

33 さらに1815年10月30日および1816年2月9日のマルサスからリカードウへの同じ趣旨の書簡を見よ。 Works, VI: 318: VII: 20.

34 それゆえ、マルサスの立場を表現するとすれば、彼はリカードウより一層通貨学派に近づいていた。 というのが正確だろう。Cf. Hollander, 1997: 675.

35 私は、トゥックの証言でのリカードウ地金案批判が、なぜ、「基本的には数量説に関するトゥックの留保から出ていた。もっとはっきり言えば、通貨管理の実践的基礎としてのリカードウの『自動的な』物価による正貨流出入メカニズム [に関する留保があった]」(Smith's intro. to Tooke, 1996: xxviii. []内は佐藤)と評価されるのか理解に苦しむ。地金案とそれに基づく金節約が、なぜ数量説に関連するのか?

36 なるほどトゥックは、『物価史』ではリカードウの地金案における準備率の問題を再び取り上げる ことはしなかったが、しかし、確かにフラートンは『通貨調節論』においてこの問題を取り上げたの だ。すなわち、フラートンによれば――トゥックが批判したように――リカードウの準備率は低過ぎた。「故リカードウ氏は、対外収支の調整において金銀によって果たされる役割の限定的な程度に関して、きわめて特有で極端な見解を抱いていたように思われる。……かくしてリカードウ氏は、そのような調整において金によって果たされる諸機能について少ししか考慮しなかったので、次のように予期してさえいたのである。すなわち、現金支払が再開され、通貨がその金属の水準にまで回復するや否や、輸出のための流出は全く止むであろうし、また、国内的なパニックからのイングランド銀行への取付けの影響を警戒するよう然るべき用心が払われてさえいれば、およそ300万ポンドの準備で『2400万ポンドの紙券流通に対する十分な準備になるだろう』と。」(Fullarton、1845: 134. 訳168-69頁)

- 37 それは、A. ベアリングの喚問に用いられた6項目の事項に一致する(Works, V: 360)。
- 38 リカードウのトラワ宛て書簡、1819年5月28日、Works、Wu: 31.
- 39 地金の支払請求がこれほど少なかったのなら、地金案はイングランド銀行にとって有利な政策だったはずだ。だがクラパムの、地金案の放棄に関して「イングランド銀行の記録にはそれについては何もない。シティは冷淡であったようだ」(Clapham, 1944,ii: 73 n.2. 強調は佐藤)という注は、実は意味深長だ。
- 40 Supplement to the Fourth, Fifth and Sixth Editions of the Encyclopaedia Britannica, Edinburgh, 1824, vol. 5. ここでは、第七版で独立項目となり、後にMcCulloch (1853) に収められたものを引用する。内容に大きな変化はない。
- 41 1844年にもなってフラートンは、スコットランドでは問題になってこなかった1ポンド券の贋造問題が、イングランド銀行では未だに重要視されていることに素朴な疑問をもった(Fullarton, 1845: 238. 訳292頁)。
- 42 Works, N: 226.
- 43 コブルストンは1797年に個別指導教官となり、その学生の中にピールがいた。1802年に詩学の教授に任命され、1807年に『エディンバラ・レヴュー』によるオックスフォード攻撃に応酬する諸パンフレットを書いて注目され、『クォータリー・レヴュー』の創刊に助力し、その後ランダフの大主教となる。簡単な略歴に関してはRashid (1983: 249-55)を見よ。コブルストンは1827年に上院に譲席を得たが、それ以降の議会での行動についてはFetter (1980: 9 et passim)を見よ。R.ウェイトリーおよびシーニアの教師として教資法といかに関わったかについては、Mandler (1990a: 86 et seq.; 1990b: 133-37)を見よ。
- 44 最初のパンフレット 【第一書簡】の原題については、上注(29)を見よ。1819年の3月に【第二書簡】(A Second Letter to the Right Hon. Robert Peel, M. P. for the University of Oxford, on the Causes of the Increase of Pauperism, and on the Poor Laws. By One of his Constituents)を公刊した。この二冊のパンフレットはわが国では著しく稀覯であり、私は遺憾ながら未見であるが、幸いなことにリカードウが【第二書簡】の摘要を作成している(Ricardo, 1932: 135-45)ので、【第二書簡】についてはこれを利用することにする。

- 45 この論文はよく読まれ、1830年に匿名のパンフレットAn Examination of the Currency Question and of the Project for Altering the Standard of Value として復刻された(Fetter、1980: 246)。またこの論文はリカードウを批判しており、リカードウはそれに対して現在知られている限り、生涯でただ一度コプルストンの名に言及している(1822年12月16日マルサス宛て、Works、K: 249)。リカードウがコプルストンの「第二書簡」の抜粋を残している事実に鑑みると、一度だけというのは少し奇妙である。
- 46 ギリシャ語に由来する'Noetics'は 'reasoners' の意味で、オックスフォードのオーリエル・カレッジでコブルストンらの影響のもとに経済学の研究に精力を傾けた一派を指す (Mandler, 1990a: 86)。
- 47 'Of Money' in Hume, 1987: 287 n. 訳39頁注7.
- 48 Copleston (1822) は、ある国債償還論の匿名パンフレットの書評の形式をとっているが、その一つの大きな主張は、旧平価に復帰しても、債権債務の調整は必要ないということである。
- 49 同様の趣旨の以下の書簡を見よ。マカロック宛て、1821年 3 月 23日 (Works, Wa: 360), トラワ宛 て、1821年12月11日 (Works, X: 122-23), マカロック宛て、1822年 1 月 3 日 (Works, X: 141), トラワ宛て、1822年 3 月 5 日 (Works, X: 176)。
- 50 イングランド銀行による金の大量購入が「受身」であったからだという主張は、1822年当時のイングランド銀行理事たちと同じ意見であることを、トゥック自身が引用で示した(Tooke, 1928,ii: 99-100)。
- 51 本稿の末尾に付した付録を見よ。
- 52 イングランド銀行は、自行の慣行に従って 5 パーセントの割引率を維持していた。だから、市場利子率が下落することで割引は減少したが、イングランド銀行は割引率の引き下げを拒否していた。だが、ヴァイナーが「リカードウもまた、イングランド銀行はその割引率を下げないということで批判されるべきではないと主張した」(Viner, 1937: 181 n.19) と言うのは賛成できない。
- 53 リカードウはまた、議会演説でイングランド銀行の特許状の更新に反対し、紙券発行とそれによる 利益の国による管理を主張した。1822年4月29日および5月31日、Works, V: 156, 193.
- 54 原理は同じであるが、鋳貨での支払も認めた。1821年の経験によるものだろうか。ボナーは言う。「リカードウは、イギリス人の金貨好みは彼には強過ぎると白状しているように思われる。彼の理想的な銀行においては、鋳貨は最少量にまで減らされているが、しかしそれは、やはり存在している。そして金塊は、それが1819年にそうであったものですらない。」(Bonar, 1923: 37)
- 55 ウッドはさらに続けて、「だが、注意されねばならないのは、この特徴は、為替が通貨に及ぼす影響を強化するためのものであって、金移動の影響を緩和するためのものではなかったということだ」 (Wood, 1939: 111) と言う。これは、リカードウが明確に金移動に言及しているだけに、理解し難い発言だ。
- 56 「通貨学派の観点から初めから計画されつつあった制度においては、最も明白な解決法は、100パー

セントの準備で発行する国立銀行であったはずだ。リカードウの「国立銀行設立案」は、発行業務と銀行業務の原理を発動させていた」(Robbins, 1958: 101)。だが、1844年法は、リカードウの案から、ただ国立銀行化の部分だけを取り除いただけではなかった。

57 もっとも既に明らかなとおり、私と彼らとでは、リカードウの貨幣・金融理論に対する理解が全く 異なる。

58. 益永 (1997: 82). もリカードウの国立銀行の構想は議会改革運動に結び付けで初めて「より説得的に理解できる」と強調する。なお、「ブルジョア民主主義が最高度に発揮される金融統制」をリカードウに見る、紀国 (1984: 196-206) も見よ。

59 リカードウが既に1815年からミルとの間で政治的議論を始めていた点に注意せよ。8月30日および10月24日のミル宛て書簡を見よ (Works, VI: 263-64, 311)。Cf. Milgate and Stimson, 1991: 21.

60 ここで、(少々割り引いて受け取る必要があるとはいえ) あまりにも有名なベンサムのミル評を想起してもよいだろう。「政治に対する彼 [ミル] の信条は、多数者への愛からというよりは、少数者への憎悪から生じている。」(Bain, 1882: 461. [] 内は佐藤)

61 ウィンチが次のように言うのは奇妙だ。「この国立銀行の提案は、リカードウに由来する…。[リカードウの議論に] 政治的な含みが増しているのはミルのものだ。その考えはリカードウに起源があったかもしれないが、しかしミルが彼をこのような思想の方向に育てたことは、ほとんど疑いない」(Winch、1966: 289 n.31. [] 内は佐藤)。本稿で詳説してきたように、ミルの発想とリカードウの国立銀行案とには類似点はほとんどない。スラッファが『安定的な通貨』の最終パラグラフがミルによる「言い回し」を示唆するというのは(Sraffa's Notes、Works、N: 46 n.1)、イングランド銀行が公衆から不当に奪取しているという告発部分である。本稿で見たように、リカードウの国立銀行案が最初に出来したのは、リカードウがミルとの間で『安定的な通貨』に関してやり取りを始める以前の、1815年9月10日付のマルサス宛て書簡であった。

62 J. L. マレトは1832年3月2日に次のように日記に書いた。「…少し前にイングランド銀行に関するパンフレット 【『イングランド銀行の歴史的素描』】を書き・それに対して恐らく十分の代償を得たと思われる・マカロック…」(藤塚、1973: 182. [] 内は佐藤)。

63 'Prolongation of the Bank Charter', Edinburgh Review, vol. LVI, January 1833.

引用文献一覧

- 伊東光晴・根井雅弘, 1993, 『シュンペーター 一孤高の経済学者一』岩波新書.
- 紀国正典, 1984. 「D.リカードの金融統制論」「高知論叢」第19号,
- 佐藤有史、1999、「アダム・スミスと真正手形学説」『三田学会雑誌』第92巻第1号、
- 千賀重義, 1993, 「『貨幣管理』をめぐるリカードウとケインズ』『横浜市立大学論叢』第44巻第1・2・ 3合併号。
- , 1996. 「リカードウの金本位論」『鹿児島経大論集』第36巻第4号,
- 高島光郎, 1973, 「J.S.ミルと土地所有 -マカロックとの対比において-」「思想」第594号.
- 西沢 保, 1994, 『異端のエコノミスト群像 ―19世紀バーミンガム派の経済政策思想―』岩波書店.
- 野口 旭, 1993, 「リカードウ体系における均衡と変動」平井俊顕・深貝保則編著『市場社会の検証 ― スミスからケインズまで―』ミネルヴァ書房, 1993, 所収.
- 藤塚知義, 1973、『経済学クラブ 一イギリス経済学の展開―』ミネルヴァ書房、
- 益永 淳, 1997, 「D.リカードウの国立銀行プラン」『大学院研究年報』(中央大学) 第26号.
- 馬渡尚憲, 1990, 【経済学のメソドロジー: スミスからフリードマンまで】日本評論社.
- Ahiakpor, J.C.W., 1985, 'Ricardo on money: the operational significance of the non-neutrality of money in the short run', History of Political Economy, vol.17, no.1.
- Arnon, A., 1987, 'Banking Between the Invisible and Visible Hands: A Reinterpretation of Ricardo's Place Within the Classical School', Oxford Economic Papers, vol.39, no.2.
- Aspinall, A., 1927, Lord Brougham and the Whig Party, Manchester: The University Press.
- Bain, A., 1882, James Mill: A Biography, London: Longmans, Green, and Co.
- Bonar, J., 1923, 'Ricardo's Ingot Plan: A Centenary Tribute', Economic Journal, vol.33, as reprinted in J.C.Wood (ed.), David Ricardo: Critical Assessments, 4 vols, London: Croom Helm, 1985, vol. W, item 90.
- Cannan, E., 1925, The Paper Pound of 1797-1821: A Reprint of the Bullion Report, 2nd edn, London: P.S.King & Son. 田中生夫訳『インフレーションの古典理論』未来社, 1961.
- Clapham, J.H.(Sir John), 1944, The Bank of England: A History, 2 vols, Cambridge: The University Press. 英国金融史研究会訳『イングランド銀行 ―その歴史―』全二巻、ダイヤモンド社, 1970.
- Copleston, E., 1822, 'State of the Currency', Quarterly Review, vol.27, no.53.
- Deleplace, G., 1996, 'Does Circulation Need a Monetary Standard?' in G. Deleplace and E. J. Nell (eds), Money in Motion: The Post Keynesian and Circulation Approaches, London: Macmillan.
- Duffy, I. P. H., 1982, 'The Discount Policy of the Bank of England during the Suspension of

- Cash Payments, 1797-1821', Economic History Review, 2nd ser., vol.35, no.1.
- Feavearyear, A., 1963, The Pound Sterling: A History of English Money, 2nd edn, revised by V. Morgan, Oxford: Clarendon Press. 一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳 『ポンド・スターリング—イギリス貨幣史—』 新評論, 1984.
- Fetter, F.W., 1965, Development of British Monetary Orthodoxy, 1780-1875, Cambridge, Mass.: Harvard U.P.
- , 1980, The Economist in Parliament: 1780-1868, Durham, N.C.: Duke U.P.
- Foxwell, H.S., 1909, 'Preface' to A.Andréadès, History of Bank of England 1640-1903, trans. C.Meredith, London: P.S.King & Sons. 町田義一郎・吉田啓一訳『イングランド銀行史』日本評論社, 1971.
- Frenkel, J.A., 1976, 'Adjustment Mechanisms and the Monetary Approach to the Balance of Payments: A Doctrinal Perspective' in E.Classen and P.Salin(eds), Recent Issues in International Monetary Economics, Amsterdam: North-Holland, 1976.
- Fullarton, J., 1845, On the Regulation of Currencies, 2nd edn, with corrections and additions, London: John Murray. 福田長三訳『通貨調節論』岩波文庫, 1941.
- Garegnani, P., 1984, 'Value and Distribution in the Classical Economists and Marx', Oxford Economic Papers, vol.36, no.2.
- Gordon, B., 1976, Political Economy in Parliament, 1819-1823, London: Macmillan.
- Green, R., 1992, Classical Theories of Money, Output and Inflation: A Study in Historical Economics, London: Macmillan.
- Gregory, T.E., 1928, Introduction to Tooke, T. and Newmarch, W.: A History of Prices, in Tooke, 1928, vol. I.
- Halévy, E., 1928, The Growth of Philosophic Radicalism, trans. M.Morris, London: Farber and Farber.
- in the Nineteenth Century, 2nd English edn, translated in 6 vols. by E.I.Watkin and D.A.Barker, London: Ernest Benn, 1960-61.
- Hamburger, J., 1963, James Mill and the Art of Revolution, New Haven: Yale U.P.
- _____, 1965, Intellectuals in Politics: John Stuart Mill and the Philosophic Radicals, New Haven: Yale U.P.
- Hargreaves, E.L., 1930, The National Debt, London: Edward Arnold & Co. 一ノ瀬篤・斎藤 忠雄・西野宗雄訳『イギリス国債史』新評論, 1987.
- Hicks, J.R., 1967, Critical Essays in Monetary Theory, Oxford: Clarendon Press. 江沢太一· 鬼木甫訳『貨幣理論』東洋経済新報社, 1972.

- Hilton, B., 1977, Corn, Cash, Commerce: The Economic Policies of the Tory Governments 1815-1830, Oxford: Oxford U.P.
- _____, 1988, The Age of Atonement: The Influence of Evangelicalism on Social and Economic Thought, 1795-1865, Oxford: Clarendon Press.
- Hollander, S., 1979, The economics of David Ricardo, Toronto: University of Toronto Press. 菱山泉・山下博監訳『リカードの経済学』全工巻、日本経済評論社、1998.
- _____, 1997, The economics of Thomas Robert Malthus, Toronto: University of Toronto Press.
- Hume, D., 1987, Essays, moral, political, and literary, revised edn, ed. by E.F.Miller, Indianapolis: Liberty Classics. 部分訳、田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房、1983.
- Hutchison, T.W., 1978, On Revolutions and Progress in Economic Knowledge, Cambridge: Cambridge U.P. 早坂忠訳『経済学の革命と進歩』春秋社, 1987.
- Laidler, D., 1987, 'Bullionist Controversy' in vol.1 of J.Eatwell, M.Milgate and P.Newman(eds), The New Palgrave: A Dictionary of Economics, 4 vols, London: Macmillan, 1987.
- McCulloch, J.R., 1831, Historical Sketch of the Bank of England: with an Examination of the Question as to the Prolongation of the Exclusive Privileges of that Establishment, London: Longman, Rees, Orme, Brown, & Green.
- _____, 1853, Treatises and Essays on Subjects connected with Economic Policy; with Biographical Sketches of Quesnay, Adam Smith and David Ricardo, Edinburgh: Adam and Charles Black.
- Malthus, T.R., 1811, 'Pamphlets on the Bullion Question', Edinburgh Review, vol.18, no.34 as reprinted in vol.7 of The Works of Thomas Robert Malthus, ed. by E.A.Wrigley and D.Souden, 8 vols, London: William Pickering, 1986.
- ______, 1989, *Principles of Political Economy* (1820), variorum edition by J.Pullen, 2 vols,

 Cambridge: Cambridge U.P. 小林時三郎訳『初版·経済学原理』全二卷,岩波文庫, 1968.
- Mandler, P., 1990a, 'Tories and Paupers: Christian Political Economy and the Making of the New Poor Law', *Historical Journal*, vol.33, no.1.
- _____, 1990b, Aristocratic Government in the Age of Reform: Whigs and Liberals 1830-1852, Oxford: Clarendon Press.
- Marcuzzo, M.C., and Rosselli, A., 1991, Ricardo and the Gold Standard: The Foundations

- of the International Monetary Order, trans. J.Hall, London: Macmillan.
- , 1994, 'Ricardo's Theory of Money Matters', Revue économique, vol.45, no.5.
- Milgate, M., and Stimson, S.C., 1991, Ricardian Politics, Princeton, N.J.: Princeton U.P.
- Mill, J., 1820, Government. First published in the Supplement to the 4th, 5th & 6th editions of the Encyclopaedia Britannica and reprinted in James Mill: Political Writings, ed. by T.Ball, Cambridge: Cambridge U.P., 1992. 小川晃一訳『教育論・政府論』岩波文庫, 1983.
- , 1821, Elements of Political Economy, London: Baldwin, Cradock, and Joy.
- _______, 1826, Elements of Political Economy, 3rd edn, revised and corrected. Reissued 1844, London: Henry G. Bohn. 渡辺輝雄訳【経済学網要】春秋社, 1948.
- Mints, L.W., 1945, A History of Banking Theory in Great Britain and the United States, Chicago: University of Chicago Press.
- Mitchell, B.R., and Deane, P., 1962, Abstract of British Historical Statistics, Cambridge: Cambridge U.P.
- O'Brien, D.P., 1970, J. R. McCulloch: A Study in Classic Economics, London: Allen and Unwin.
- , 1975, The Classical Economists, Oxford: Clarendon Press.
- Pasinetti, L.L., 1974, Growth and Income Distribution: Essays in Economic Theory, Cambridge: Cambridge U.P. 宮崎耕一訳【経済成長と所得分配】岩波書店, 1985.
- Rashid, S., 1983, 'Edward Copleston, Robert Peel, and cash payments', History of Political Economy, vol.15, no.2.
- Ricardo, D., 1932, 'Notes on Copleston's "Second Letter to Peel" (1819)' in Minor Papers on the Currency Question 1809-1823 by David Ricardo, ed. with an intro. and notes by J. H.Hollander, Baltimore: The Johns Hopkins Press.
- , 1951-73, The Works and Correspondence of David Ricardo, 11 vols, ed. by P. Sraffa with the collaboration of M.Dobb, Cambridge: Cambridge U.P. 日本語版「リカードウ全集」 1-10巻、雄松堂、1969-78.
- Robbins, L., 1958, Robert Torrens and the Evolution of Classical Economics, London: Macmillan.
- Sayers, R.S., 1953, 'Ricardo's Views on Monetary Questions' in T.S.Ashton and R.S. Sayers(eds), Papers in English Monetary History, Oxford: Clarendon Press.
- Schumpeter, J.A., 1954, *History of Economic Analysis*, New York: Oxford U.P. 東畑精一訳 【経済分析の歴史】全七巻、岩波書店、1955-62.
- Smith, A., 1976, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations(1776), ed.by R.H.Campbell, A.S.Skinner and W.B.Todd, Oxford: Clarendon Press. 大河内一男

- 訳『国富論』全三卷,中公文庫,1978.
- Tooke, T., 1996, Considerations on the State of the Currency(1826), variorum edition, ed. with an intro. by M.Smith in collaboration with P.Groenewegen, Sydney: University of Sydney.
- Viner, J., 1937, Studies in the Theory of International Trade, New York: Harper & Brothers.
- Winch, D., 1983, 'Higher maxims: happiness versus wealth in Malthus and Ricardo' in S. Collini, D. Winch and J. Burrow, That noble science of politics: A study in nineteenth-century intellectual history, Cambridge: Cambridge U.P., 1983.
- Winch, D.(ed.), 1966, James Mill: Selected Economic Writings, Edinburgh: Oliver & Boyd.
- Wood, E., 1939, English Theories of Central Banking Control 1819-1858, Cambridge, Mass.: Harvard U.P.

一橋大学社会科学古典資料センター Study Series. No. 41

発行所 東京都国立市中2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日

1999年3月31日

印刷所 岐

岐阜市三輪プリントピア3

株式会社コームラ

